学界動向

魏晋南朝貴族制研究史（上）

田中一輝

はじめに

貴族制研究は、かつて我が国における魏晋南北朝（六朝）研究の中心的テーマであり、かつての学界においては論争が盛んに行われていたが、それが実質的な終焉を迎えてから既に久しい。このテーマが現在停滞している最大の原因は、かつての論争の内容を正確に整理し、学界のコンセンサスを確立するという営みが十分になされてこなかったことにあると筆者は考えている。筆者は現在貴族制研究を志しており、その前段階の作業として、これまでの研究史の整理を行っておきたい。なお論争においては主として魏晋南朝の貴族制が中心的に扱われてきたため、北朝の貴族制に言及することは最小限にとどめておきたい(1)。

第一章　戦前の貴族制研究

一　梁啓超「中国専制政治進化史」

中国史における「貴族」的な階層の存在に関しては、例えば清代の顧炎武や趙翼により指摘されてきたが(2)、近代において「貴族」の存在に初めて言及したのは、恐らく梁啓超であろう。梁は日本に亡命し、横浜に滞在していた一九〇二年に雑誌『新民叢報』を創刊したが、そこで「中国之新民」というペンネームで著した論文として「中国専制政治進化史」がある。これは四回にわたって掲載されたものであり(3)、中国における専制政治の歴史を、日本やヨーロッパの歴史と比較しながら検討したものである。この「中国専制政治進化史」について論じた先行研究は既に数多く存在しているが(4)、それらを参照しつつ、梁啓超の「貴族」観を確認していきたい(5)（以下、貴族や貴族政治、魏晋南北朝（六朝）時代に関わる部分を重点的に引用しながら紹介を進めていく）。

まず「中国専制政治進化史」の冒頭部分に、次のような文言がある。

> 中国は、世界の中でもぐずぐずして進まない国である。今日の思想は、数千年前の思想であり、今日の風俗は、数千年前の風俗である。今日の文字は、数千年前の文字であり、今日の器物は、数千年前の器物である。であれば進化の跡は、中国においてはほとんど絶えてしまったのであろうか。しかしながら一つだけあった。専制政治の進化こそそれであり、その精巧にして非の打ち所のないさまは、天下万国を挙げても、我が中国のようなものはなかった。万事が進まなくとも、専制政治だけは進むのであり、国民の程度も知られよう。しかしながら、これを進化といわずには

おられまい。その進化を知ってその独り進化する所以について考え、その他の分野がこれと競い進む道を歩むことを求めるのも、史氏の責任であろう。ここに「中国専制政治進化史論」を作る所以がある。(6)

当時はまだ清朝が存在しており、かつてその改革を志しながらも守旧派の攻撃を受けて失脚し、日本への亡命を余儀なくされたという経験が強く反映されているためなのか、特に引用部分の前半部において、中国に対する批判的なニュアンスが強く感じられ、一種の中国停滞論がここからはうかがえるが、唯一の進化の事例であり、また中国の代表的な特徴である専制政治について、史的に考察しようというのが、梁啓超の方針であったらしい。そして梁は、アリストテレス・モンテスキュー・オースティン・一木喜徳郎・ラートゲンの政体分類を列挙し、それぞれの区分法や用語の定義などを中国語に翻訳しつつ紹介している。例えばアリストテレス『政治学』の政体区分を、次のように翻訳している（中国語・英語原文）。

- 君主政体（Monarchy）
  - 正体
  - 変体（暴君政体）Tyranny
- 貴族政体（Aristoctacy）
  - 正体
  - 変体（寡人政体）Qrigarchy
- 民主政体（Democracy）
  - 正体
  - 変体（暴民政体）Demogogy[sic] or Ochlocracy

ここにおいて梁啓超は、aristoctacy を「貴族政体」と訳しており、他の箇所では「貴族政治」とのタームも登場するが、こちらも同じくaristoctacy の訳語であろう。そしてこの他に三者合一の生態として「混合政体（Mixed State）」もあげている。またモンテスキュー『法の精神』の政体区分については次のように解釈する。

> 一、主権者が名誉を主義とする、これを君主政体という。
> 二、主権者が道徳を主義とする、これを民主政体という。
> 三、主権者が温和を主義とする、これを貴族政体という。
> 四、主権者が脅嚇を主義とする、これを専制政体という。

やはりここでも、「貴族政体」という用語を用いているのである。このように梁啓超は、英語の aristoctacy を「貴族政体」・「貴族政治」ととらえているのであり、近代中国史学界における「貴族」理解の基礎は、実に彼によって固められていたといえるであろう。では梁啓超は、中国史における「貴族政治」についてどのように考えていたのであろうか。

まず梁は中国に「貴族政治」はあったとする。ではそれはどの時代に存在したか。梁は黄帝以下上古の帝王の地位継承が不安定・不自由であったことをとりあげ「君主は貴族によって選び立てられるに過ぎず、貴族の意にしたがうだけであった」と主張しており、また「周の一代は貴族政治の時代であった」ともいっている。戦国時代から時勢は変化し始め、貴族政治は抑圧されるようになり、両漢・三国には全く貴族はいなかったとする。しかし曹魏の陳群が九品中正法を制定し、晋代にはいわゆる「上品に寒門無く、下品に世族無し」という状況となり、六朝（魏晋南北朝）時代には貴族階級があったと指摘している。このように、梁啓超は六朝時代に貴族がいたと明言しているのであるが、一方で梁は次のようにも主張している。

> その（中国数千年の歴史においてかような貴族階級が成立したことを指す：田中注）原因のよって来るところについて、私は確言する

ことはできないが、おおよそ虚名よるものであり、実力によるものではなかったであろう。かのいわゆる門第とは、政治上の権力とは少しも関係がない。寒門はその地位を将相にまであげることはできるが、将相にまで出世するといっても、その籍は寒門を脱することはできなかった。ゆえに六朝時代は貴族がいたとはいえるが、貴族政治があったとはいえず、それは専制政体の進化を少しも損なうものではなかった。

梁啓超はここで、六朝時代における「貴族」の存在を認めつつも、「貴族政治」があったとはいえないといっている。「貴族」がいるにもかかわらず「貴族政治」はなかったというのはどういうことか。「貴族」は門第によってその地位を維持することはできるが、かといって寒門が政治権力をえることができないというわけではない（ただし寒門はたとえ「将相」にまで上り詰めてもその「籍」は寒門のままである）ため、政治上の権力とそれぞれの門第とは無関係である、よって六朝時代には「貴族」は存在したが「貴族政治」は存在しなかった、というのが梁啓超の主張である。

ここまでに、梁啓超「中国専制政治進化史」の、六朝「貴族」に関する部分をとりあげて内容を紹介してきた。皇帝専制政治の時間的普遍性が主張のコアにあるために、「貴族」の存在に言及した点は高い意義を有するものの、それは彼にとってあくまで例外的な存在に過ぎなかったのであり、それ自体に対する評価は、決して高くはなかったのである。

二　内藤湖南と「貴族政治」

日本において魏晋南北朝（六朝）貴族制の研究史整理が行われる場合、その多くが内藤湖南（虎次郎）「概括的唐宋時代観」（『歴史と地理』第九巻第五号、一九二二年、同氏著『東洋文化史研究』、弘文堂書房、一九三六年、一二五～一三八頁）から開始するが、内藤が中国史における「貴族」の存在に言及したのは、『支那論』（文會堂書店、一九一四年）の方がはるかに早い。[7] にもかかわらずその事実が言及されることはまれであったのであるが（他ならぬ筆者自身がかつて簡単に貴族制研究史整理を行った際に『支那論』に言及しなかった）[8]、ここでは主としてこの『支那論』に見られる内藤の「貴族」観を確認しておきたい（「概括的唐宋時代観」については補足的に引用するにとどめることとする）。

『支那論』は、一九一一年の辛亥革命後、混迷を極めていた当時の中国についての、内藤の講演内容をまとめたものであり、いわば一種の講演録である（ちなみに梁啓超はこのとき中華民国熊希齢内閣の司法総長をつとめており、『支那論』にも言及されている）。当時の中国が抱える問題点を、歴史的に把握し、その上で将来における中国情勢の予測にまで繋げており、今日でもなおその評価は高い。そして内藤は、中国の歴史的特色を論ずるにあたり、「近世」という時代区分の重要性を指摘している。

それは単に今の時代から……近い時を近世と云ふやうな、単純な意味ではなくして、……西洋でも近世と云ふものゝ意味を、文芸復興の時代以後、つまり一般民衆の勢力が加はつたとか、新しき土地の発見により、経済上の変調を来したとか、社会組織が変形して来たとか云ふ所の内容を有つたものを称するのであつて、日本でも若し同様な区劃をする時には、其の意味を以て区劃するのが穏当であるとは、有力なる歴史家の主張となつて居る。（七～八頁）

内藤がかく判断し、中国史に「近世」という時代区分を導入した直接の動機に関して、例えば増淵龍夫は、「『有力な歴史家』（それは、おそ

らく、西洋史学者であると同時に日本中世史を論じた京都大学の同僚原勝郎であろう）の影響があったのではないか、と考えられる」という。[9] そして内藤は、中国史における「近世」の開始時期を唐宋の際におく。

それで単に明代もしくは清朝以後を称して近世と云ふのは、普通の素人考へであつて、若し歴史上の見地から、近世と云ふ者に内容あり、意義あるものとして考へると云ふことになると、更に遡つて、唐の中頃から、五代、北宋の時に及ぶまで、即ち今より一千百年前頃より八百年前までの間に、この近世紀と云ふものが漸々纏まつて来たと見る方が穏当である。それでも其の間における歴史上の変化が果してどう云ふ風にして、近世と云ふものを形作つたかと云ふことを考察すると云ふと、簡単に云へば、第一には貴族政治からして君主独裁政治に傾いて来たと云ふやうなことが、重大な事実になつて居る。（八～九頁）

内藤は中国史における近世が、「唐の中頃から、五代、北宋の時に及ぶまで、即ち今より一千百年前頃より八百年前までの間」にまとめられたとし、その理由として、「貴族政治からして君主独裁政治に傾いて来た」ことをあげている。いわば内藤は、「君主独裁政治」を近世の時代の政治形態、そこに至る前の時代の政治形態を「貴族政治」ととらえていることとなる。そして内藤の中国「貴族政治」観については、『支那論』の随所に見られる。

但し秦漢以後は此の貴族政治に幾らか君主独裁、並に平民政治の意義を加味して居つたことは事実であるけれども、是は戦国の後を受けた実力本位時代の余波と、並びに其時に産出した政治上の理想で加味するのであつて、其の実際に於ては、やはり何時でも権力は貴族の手中に在るのである。（一一～一二頁）

殊に六朝に至つては重もに皆名族の政治であつて、東晋の時に王謝二氏が主として政権を握つて居るのも、名族の為であり、范陽の盧氏、博陵の崔氏などは、常に第一流とされて居る。（一二頁）

斯う云ふ有様であるから、君主の地位と云ふものは、各階級の上に超越した所の絶大の権力でもつて各階級を支配すると云ふのではなくして、詰り貴族の間に居つて、さうして貴族と共に天下を有つて居ると云ふやうなことに過ぎない、それだから君主は大きく言へば、貴族階級の私有物、小さく言えば、其の一家族の私有物のやうな地位でこの一家族中には其の奴僕婢妾までも包有して居り、即ち漢唐の代などには、一時宦官即ち天子の奴僕が実際上天子を私有して居つた時代もある。（一九～二〇頁）

内藤は、特に六朝における皇帝の存在や役割を、無視も軽視もしているわけではないが、基本的にこの時代における政治の主導権は「貴族」にあったと見なしている。そして「貴族政治」を制度的に保証するものとして、内藤は三省（中書省・門下省・尚書省）を挙げる。

此の時の官制には、天子の秘書として命令を其の通り行ふものには中書省と云ふものがある。それから天子の命令を尚再応考へて、さうしてそれに対して異議がある時には、それを反駁する権力を有つて居つた者には門下省と云ふものがある。当時政治の実行法としては、政治堂に於て中書と門下と相会して、相談をすると云ふことになつて居つた。それで宰相と云ふやうな実際の権力のある者を、唐の時には中書門下同平章事と云ふのである。其の相談する場処も元は門下省にあつた。天子が詔勅を下す時には、必ず其の一番真先に門下と云ふ言葉を入れてある。すなわち門下省を経て一般に発表することになつて居る。中書省は単に天子の秘書に過ぎないから、門下省の如く公の地位を有つて居らぬ。門下省を通らなければ、天子の命令は絶対の権力を以て発表するこ

とは出来ぬやうになつておつたのである。詰り中書省が天子の命令を持つて来ても門下省が不可と認めたものは、それを反駁すると云ふことになつて居つた。（『支那論』二七～二八頁）

唐代に於ける政治上の重要機関は三つあつた。曰く尚書省、曰く中書省、曰く門下省である。その中で中書省は天子の秘書官で、詔勅命令の案を立て、臣下の上奏に対して批答を与へることになつて居るが、この詔勅が確定するまでには門下省の同意を必要とする。門下省は封駁の権を有して、若し中書省の案文が不当と認むるときには、これを駁撃し、これを封還することも出来る。そこで中書と門下とが政事堂で協議して決定する事となる。尚書省はこの決定を受取つて執行する職務である。中書省は天子を代表し、門下省は官吏の輿論、即ち貴族の輿論を代表する形式になつて居るのではあるが、勿論、中書・門下・尚書三省ともに大官は皆貴族の出身であるので、貴族は天子の命令に絶対に服従したのではない。夫故に天子が臣下の上奏に対する批答なども、極めて友誼的で、決して命令的でない。然るに明清時代になりては、批答は全く従僕などに對すると同様、ぞんざいな言葉遣ひで命令的となり、封駁の権は宋以後益々衰へ、明清に在りては殆んどなくなつた。（「概括的唐宋時代観」）

ここにおいて内藤は三省のうちの特に門下省に着目し、ここに封駁の権があったことが、皇帝権力に対する貴族の独立を保証する機能を有していたととらえている。また内藤は引用した『支那論』において「天子が詔勅を下す時には、必ず其の一番真先に門下と云ふ言葉を入れてある」ともいっているが、これについては内藤乾吉（湖南の長男）「唐の三省」（『史林』第一五巻第四号、一九三〇年）により詳しい説明がある。

発端に門下と書くことは東晋より始まつて居り、西晋以前の詔にはその例がない。西晋以前は発端に制詔の二字を用ひ、東晋に至つて制詔と門下と並び用ひ、宋より以後は専ら門下を用ひてゐる。

このように、西晋以前の詔勅には、冒頭に「制詔」の二字を記し、東晋では冒頭に「制詔」・「門下」と書し、劉宋以降は専ら「門下」のみが書されたことが言及されている（内藤乾吉はこの主張を行うにあたって『文館詞林』を根拠としている）。ただし乾吉は、唐の三省について、一方で次のようにも述べている。

以上の如く、唐は始め三省の長官を宰相とする制を立てたが、結局は中書省と門下省との長官のみが真の宰相といふことになつた。ところで中書省と門下省とはその本職の性質が異なつて居り、その機関の本質から言へば、中書省は天子を代表し、門下省は貴族、的確に言へば貴族的官僚を代表するものと言へるが、しかしその長官が宰相として国事を議するに当つて、各自天子と貴族とを代表して議論を戦はすものとは考へられず、既に宰相たる以上必ずしも中書と門下との別がないものと言はねばならぬ。且宰相たるものは必ずしも両省の長官に限らぬのであつて、要するに皆是れ貴族なのであるから、宰司たる中書門下は言はゞ貴族的官僚の最高機関と見ることが出来、重要国事はこの機関と天子との合意に依つて決せらることになる訳である。従つて中書省が天子の代表であり、門下省が貴族的官僚の代表であるといふことは稍形式的であると言はねばならぬ。

すなわち乾吉は唐の政治が皇帝（天子）と貴族の合意によって決定されることは認めつつも、門下省が貴族の牙城で皇帝権力に対する自立性を発揮していたとまでは見ていないのであり、この点湖南とは見解

を異にしている。[10] 門下省の役割に対する湖南の理解には、乾吉との若干の齟齬がある他、濱口重国・渡辺信一郎の批判もあり、[11] 今日これにそのまま基づいて貴族制をとらえることには注意を要する。

そして「貴族政治」の終焉について、湖南は次のように述べている。

それから話が元に戻つて、此の中世の貴族の滅亡の結果として、一方に君主の権力が増加すると同時に、又一方には人民の力と云ふものが認められて来て居ると云ふことを忘れてはならぬ。（『支那論』四五頁、傍点田中）

内藤は、貴族の存在した時代を「中世」と呼んでいる。既に述べたように、「君主独裁政治」の時代を内藤は「近世」と呼んでいるから、「貴族政治」の時代＝中世、「君主独裁政治」の時代＝近世という構図が、内藤の理解において成立していることになろう。そして「貴族政治」の中世は、やがて「君主独裁政治」の近世に移行していくのであるが、それに際し、特に地方政治において、次のような弊害が生じたと内藤はいう。

隋・唐の時代に郷官を廃してから、官吏が皆渡り者になつて来た。それは有名な韓退之なども云つておるのであるが、昔は官吏をする者は、皆各々自分の家があつて、官吏を罷めれば自分の家に帰つて暮らせるものであった。それは家族制度が成立つて居り、名族が存立して居るからである。所が隋・唐の時代からして既に官吏が渡り者になって、官吏が官を以て自分の家とするやうになつた。官を罷められると何処へも帰つて行く家が無いやうな有様であると云つておる。それから韓退之は又或る時は、地方官などが比較的上官である所の県丞には更に勢力が無くして、其の下に居る所の主簿、尉などの方に勢力がある。主簿、尉は人民と直截に関係して居つて、定まつた分職があって、常に民事を取扱つておるから、それの言ふことを何でも県丞が聴かなければならぬ。それで愈々権力が、人民に直接して居る所の吏胥に移ることになり、上官は単に盲判を押すといふやうなことも言つて居る。（四七～四八頁）

即ち支那では隋唐以来人民の自治は存在して居るが、官吏は自治の範囲に立入らずに、唯文書の上で執り行う所の職務だけを行つて居る。どちらかと云へば官は人民を治めないと言ふことも出来る。此の弊害の由来も久しいものであつて、昔は名族が盛んであつた時は、それらが地方に各根拠を有つて、その勢力で自然に地方が治まり、民政の最も行届いたと云ふ漢の時などは、県の下に郷官、又は郷亭の職と云ふ、即ち其の土地の名望で任命される官吏があつて地方行政をやつて居つた。三老というのは教化を掌り、嗇夫は訟を聴き賦税を収め、游徼は強盗を循禁すといふので皆郷官である。それで郡県の守令は其の地方の名望ある者の言を聴き、又地方から自ら属僚を選んで任命し、首尾能く民政を治めるやうにしたのであるが、隋の文帝が郷官を廃してからは、官吏といふ官吏は皆渡りものになつて、その制度の美意が全く崩れたのである。（一四三～一四四頁）

最初の引用部分において内藤は、隋・唐に廃止された郷官に言及している。郷官廃止以前の「名族」は家族制度を有しているがために、それが官吏をつとめる場合でも、自身の家があり、官吏を辞しても家に帰ることができたが、しかし郷官廃止以後は、官吏が官をもって自分の家とし、それを辞すれば帰るところがどこにもなくなったと内藤は主張する。では郷官と「名族」は具体的にどのような関係にあったのか。その疑問には二番目の引用部分が答えてくれる。すなわち「名

族」は、その土地に名望を有する存在であり、その彼らを「郡県の守令」が郷官に任命することで、彼らを介して地方行政を円滑に行っていったと内藤はいうのである。そして郷官廃止は、官と郷党の結びつきを断つこととなり、近世に入るとかつての郷官を代替する存在として、悪名高い「吏胥（胥吏）」を生み出したとも内藤は見ている[12]。

以上が主として『支那論』のうちの、中世「貴族政治」・近世「君主独裁政治」に関する部分の要約である。基本的に内藤の中世「貴族」観は、郷党との結びつきによってその地位を成立させている存在、というものであったのは間違いなかろう。

内藤は梁啓超と同じく、皇帝（及びその権力）と対置する存在として貴族あるいは貴族制をとらえているが、内藤の場合は、その存立基盤として郷党の存在を意識している点、及び「貴族政治」の存在を認めている点に特徴がある。しかし内藤の研究は、彼が生きていた時代の中国の特質を説明するという目的意識のもとでなされ、具体的には近世「君主独裁政治」との対比から中世中国の特質が探究されてきたがゆえに、あくまでその時代における「貴族」なる存在の指摘にとどまり、それ自体の性格を具体的に論ずるところまではここでは踏み込まなかったのである。

三　岡崎文夫と「貴族制」

（一）「南朝に於ける士庶区別に就ての小研究」

内藤が中国中世「貴族政治」に関する一連の研究を発表した後に、同じテーマを扱ったのが、その高弟の岡崎文夫である。岡崎の代表的な「貴族」研究は三部にわたるが、まずはその最初の成果である「南朝に於ける士庶区別に就ての小研究」（羽田亨編『内藤博士還暦祝賀支那学論叢』、弘文堂、一九二六年、三一三～三二六頁、同氏著『南北朝における社会経済制度』、弘文堂書房、一九三五年、二二一～二三八頁）の内容を紹介したい。この論文は南朝におけるいわゆる士庶区別に着目し、南朝諸史における士庶区別に関する記述を列挙・分析した上で、その実態解明を試みたものである。

ここで岡崎はまず、『宋書』巻四二王弘伝の王弘・尚書八坐丞郎による同伍（里伍）犯問題に関する議論に注目した。当時の律には、同伍に犯罪があっても士人が坐するという規定はなかったが、これは法を廃するおそれがあるとして、その改正するか否かについて、王弘らが議論したものである。ここでは「士庶同伍なれば必ず相検すべし。既に僕を罪すること行はるゝは其理由を示すものなり。故に奴なき家は必ず相当の罰を受くべし」と主張した孔黙之の議が採用された。まず当時の同伍について、岡崎は、

同伍とは何ぞや。伍とは地方団体なり。宋書百官志県令長下に漢の什伍郷里の制をのす。これ固より伍制の起源を示すものにして江左に於て漢制そのまゝが行われ居たりを云ふを得ず。江左或は里伍と称し、或は同籍符伍と称するもの、之を其有する作用に就て研せば決して漢代の如き積極的なる自治団体の意を有せず。

との理解を示す。「伍とは地方団体」であり、漢代の郷里と制度として同じであるが、その「作用」については漢代のそれよりも消極的になっており、「積極的なる自治団体」ではなかったという。その上でこの問題に関して岡崎は次のように主張する。

里伍の制は一面劫掠犯に対し、及徴発命令に違反せるに対する連帯責任を其主要の目的とす。これを政治的に考ふれば地方の安静と国の命令の徹底とを期するにありと云ふべき乎。他面団体内にて団体中の不正行為に対し官府に糾発する権能与へらる。これ団体をして其永続を着せしむる目的を有するに似たり。今かりに此

両面の作用を法の形式上より消極、積極両作用に分ち、これに対する同伍士族の関係を考ふるに、已に孔黙之の議採用せられて同伍庶民の科たる詰謫が士族にありては贖償となりて同等なる律に従わず。故に理論としては王淮之の説即法の適用上士族が庶民と区別され居るとなす説は明らかに承認せられ居るなり。たゞ其積極的方面即士族の犯行を糾発し得る権能の認めらるゝは里伍団体の永続を目的とするものと解すべし。蓋し士族の犯罪には同伍も連帯責任を負ふを以てなり。

まず岡崎は里伍（同伍）が連帯責任を帯び、犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とした、一種の隣組と見ているようであり、この中において不正行為を行った「庶民」が「詰謫」を問われるのに対し、「士族」が「贖償」となっており、不平等としている孔黙之の議は、王淮之の議と同じく、「士族」が「庶民」と区別されていることを物語っているとしている。ただし「士族」の犯罪は同伍も責任を負うとしているが、それついても岡崎は分析を加える。

これによれば初めは勿論律の正文によりて士人犯罪に同坐するを原則とす。それが実際上勅旨によりて恩宥せられたりとてこれ律の解釈とは別の作用なり。然るに王弘は律を改正し、理論としては士庶区別説を採りて士族を同伍犯から解放し、当時の論者毫も根本に就て異議をなさず。然らば姓族尊長の社会制に対して宋代は特に注意すべき時代となすべし。

本来「士族」は法制上、「贖償」であっても同伍の責任から免れなかったのであるが、劉宋時代の王弘の議により、連帯責任から「士族」が解放されたとする。このように岡崎は、まず法制史的アプローチから士庶区別を扱ったのである。

さらに岡崎は、江南における黄籍・白籍問題をとりあげて、「かくして北来の士類は黄籍に注定せられ、やがて士族制の確立と表裏しつゝ、江左の士類もいつか黄籍に入り、黄白二籍は恰も士庶天隔を表示する外形を取るに至りしに非ざる乎」（この部分は『内藤博士還暦祝賀支那学論叢』所収のものにはなく、『南北朝における社会経済制度』所収のものにのみある）と主張し、最初は華北出身の「士類」は黄籍に「注定」されるが、やがて「江左の士類」も黄籍に入れられたことにより、黄籍・白籍は士庶身分の区別を示すツールとなったとの見解を提示した。またこの他力役の過重による、「士類」への参入増加という現象にも言及する。

以上が岡崎の論文の要旨であり、南朝における士庶区別を様々な角度から分析したものとして評価できるが、岡崎はここで「貴族」という用語を使用しておらず、あくまでこれを士庶区別として扱っている。つまり岡崎はこの時点では士庶区別を「貴族制」とは見なしていなかったことになる。

（二）「南朝貴族制の一面」

しかしながら、この後に発表した「南朝貴族制の一面」（小島祐馬編『高瀬博士還暦記念支那学論叢』、弘文堂書房、一九二八年、一六一～一八八頁、『南北朝に於ける社会経済制度』二三九～二七二頁）にて、岡崎は遂に「貴族制」という語を使用するに至る。[13] タイトルにて既に「貴族制」とあるが、まずはその定義を示す箇所を引用しておこう。

既に士族は庶民と異なる階級と考へらるゝならば、政治、軍事乃至は経済上等社会運営に関する事象に於て、積極的に主たる役を演ずるものは士族であること云ふ迄もない。然らば一歩進んで広く概括せらるゝ士族そのものゝ間に必ず何等かの統制が存して居らなければ、これを一階級として認むることは出来難い。其統制を仮に名づけて貴族制と称するならば、南朝に行はれた貴族制の

内容は如何のものであつたか。

ここで岡崎は「貴族制」の語を使用すると同時に、その定義を「広く概括せらるゝ士族そのもの、間に」存する「何等かの統制」とする。そして岡崎は、

> 張翼（ママ）は南朝に於て門類の区別として旧門、次門、後門、勲門、役門の称呼のあつたことを注意して居る。門とは家系を指す言葉であるから、家系の区別は自然に社会上占むべき位置を決定するが如くである。

といい、まず南朝における門＝家系の区別が存在していたことを指摘し、その実態解明の材料として譜学に着目した。この後、岡崎は南朝を通じた籍と譜に対する分析を行い、その上で当時の譜学について次のように解釈する。

> 南朝の譜学は其成立の起源及性質から考へて貴族群の範囲を明確にしたものであつて、若し貴族制が維持せらるべしと主張さるゝならば、当然譜書なるものは有力な参考となるべきである。今貴族制なるものは如何にして起つたかと云ふ最重要な問題を暫らく顧みず、たゞ貴族制が国家の形成の上に必ず維持さるべき者であると云ふ考へ方は、既に家系を神聖にする古代的思想からとくに脱却して、人情を主とする功利的観念によつて支持せられて居る当時の支那にあつて決して理論上妥当性を有しては居ない。故に万般制度の規画に当るべき君主の意志が貴族制の維持に努力することなくば、此制度はやがて崩るべき性質のものであると同時に、君主の意思が如何に此制度に働くかによつて形式的な貴族制は絶えず其内容を変化するのである。

岡崎はここで「貴族制」との関わりから譜学について述べているが、それは「家系を神聖にする古代的思想からとくに脱却し」たこの時代においては、存立のための根本的な要素とはなりえなかったと主張している。岡崎は究極的には、貴族制を存立させる要素は「君主の意思」であると考えていたらしい。ここで「万般制度の規画に当るべき君主の意志が貴族制の維持に努力することなくば、此制度はやがて崩るべき性質のものであると同時に、君主の意思が如何に此制度に働くかによつて形式的な貴族制は絶えず其内容を変化するのである」といっているのは、家譜・士籍の偽造が横行すると「貴族制」が維持されないため、それを正す要素としての皇帝権力の存在を岡崎が想定していることを示すが、それを実際に行ったのは南朝梁の武帝であるという。武帝蕭衍は南斉の梁公であったとき、和帝に上奏して「選簿」を立てることを要請したが、その理由として、「士族」の譜牒が過誤を生じ、官僚の紊乱が発生したためとしている。そして皇帝即位、梁建国後の天監五年（五〇六）に出された詔[14]について岡崎は、「これもと形式の事であつて、要は諸郡の旧姓中から一人を選挙することを命じたものである」と解釈し、そして武帝の試みについて、

> ……故に梁武の期図する所を統観すると、彼は全士族を其与へられたる範囲内で行動せしめ、以て君主を中心とする国家の経営に努力せしめんと欲したのである。

と評価する（ちなみに岡崎は武帝のこうした試みについて、北魏の孝文帝から影響されたと主張している）。そして南朝貴族制の実態を示す史料の分析を行い、さらに『宋書』巻六五　杜驥伝[15]を引用した上で、次のように結論する。

> これによつて見れば宋の武帝晋室を移すの時、所謂南朝の勢族なる一団已に成立して居たわけである。宋斉二代共に武将の出身を以て帝王の位に居る。之に対し貴族が利害相通じて以て其階級の維持をはかり、茲に南朝の貴族制が出来上るのである。併し帝室

は既に勢族と通婚し、亦帝室の諸王子好んで文学を修養し、甲門の子弟と相唱和して、其家門の如何を超越し時の声誉を得ることに勉めた。これ実に階級観念を消滅せしむる大きな力である。且当時の貴族制そのものには既に述べた如く何ら必然の妥当性がない。故に権力を所有する帝室の力を以てして容易に貴族の勢力を破ることが出来る。宋の武帝以後は、その専政的傾向によつて一度貴族全体の危機が来た。斉の開国と共に其危機が救われ、却つて表面は貴族の勢力を増したやうであるが、実際は空名を得て次第に実権を消失しつゝあつた。此機運に乗じて梁が起り、その主として任用したのは次門の勢族である。且梁武は学芸の修養深きこと当時の第一流であり、遂によく国家の体統をたて其下に貴族制の維持をはかつた。故に梁代は国家が貴族制に体統を与へた時代であつて、此意味に於て北朝孝文の改革とその揆を一にする。若し貴族制の完成時期を求むるならば、恐らく南朝に於て梁の時代を指さねばなるまい。完成とは同時に消滅を意味する。

この結論部分が、岡崎の「貴族制」理解を端的に示していよう。すなわち岡崎は、南朝において「貴族制」は、皇帝権力によってその枠組みを保証されることで、初めて存続が可能となったと理解するのである。

このように、岡崎は南朝における皇帝と貴族の関係について論じたのであるが、本節冒頭で述べたように、岡崎がここで初めて「貴族制」という用語を使用したことに注目され、そして岡崎は「貴族制」を「広く概括せらるゝ士族そのものゝ間に」存する「何等かの統制」と定義している。かくして岡崎により南朝史に「貴族制」という概念が導入されたのである。

(三)「南朝貴族制の起源、並びに其成立に到りし迄の経過に就ての若干の考察」

そして岡崎の「貴族制」観は、この後の「南朝貴族制の起源、並びに其成立に到りし迄の経過に就ての若干の考察」(『史林』第一四巻第二号、一九二九年、『南北朝に於ける社会経済制度』二七三〜二九五頁)においてさらなる掘り下げが試みられる。この論文は、南朝における「貴族制」の起源追究を課題としたものであるが、まず岡崎は沈約・蕭子顕の「貴族制」理解を挙げている。「貴族制」の淵源について、沈約(『宋書』)は曹魏時代に始まる九品中正制に求め[16]、一方の蕭子顕(『南斉書』)は漢代既に京兆金氏・京兆張氏・汝南袁氏・弘農楊氏などの世襲官僚の家族があったことを指摘しており[17]、岡崎は、自身の「九品中正考」(『支那学』第三巻第三号、一九二二年、『南北朝に於ける社会経済制度』一九五〜二一〇頁)における九品中正制の考察結果に基づきながら、次のように主張する。

……故に中正制度はその本来の性質から、教養ある家族に対して政治社会の上に好位地を得べき機会を与ふることは承認せらるべきも、それ以上豪族の跋扈状態を顕さしむる必然の要因を備ふる者ではない。西晋一代の言論に見れば、総てが豪族の官階を独占する制度に対して非難すること甚だしく、延いて中正制度の攻撃にも及んで居るが、これは多く其運用の方法に関してゞあつて、理論上この制度は絶対に不可となすものなく、却つて讃美の辞を呈するものもある。以上の理由によつて宋の沈約が南朝貴族制の起源を一に中正制度に求むるは決して正当な見方ではない。却つて蕭子顕が西晋時代の政治的事情の中に其遠い起源を尋ぬるは精確であると考へる。

岡崎は、沈約『宋書』の説を否定し、「西晋時代の政治的事情」に起源を求める蕭子顕『南斉書』に賛同するのであるが、これは正確に

は、曹魏における権臣司馬氏を直接の淵源とするものであり、「西晋時代」のことではない。しかしそれでも、「貴族制」が曹魏ないしは西晋時代に形成されたと岡崎がとらえていたことはうかがえよう。すると前項の「南朝貴族制の一面」でいう「貴族制」は、必然的に曹魏・西晋時代に形成されたことになろう。

この後岡崎は、江南における北人と南人の関係を示す史料をとりあげ、それぞれ分析していく。そこでは北人・南人間の対立や不通婚の存在を指摘したが、この論文において結論に該当するのは次の記述であろう。

> 宋斉の際南朝の貴族制は正に其高潮に達し、家門の維持は家風の維持によりて保証せられ、銭穀法律等の俗務は経懐の要なしと認められたこと勢家の列伝中随所に其例を指摘し得る。是に於て乎吏役を以て出身する令史乃至典籤主帥等の職が主として東南の富人若しくは比較的家柄の卑賤なる人々の掌握に帰し、中央各省及地方軍府の実権を統べ、江南人から楚傖として卑められゝ江北人は武将となりて帝室及地方の鎮府の爪牙となり、これは社会的には卑しめられつゝも次第に実力を養ふに至つた。顧炎武は日知録に於て南朝時代の令史は隋唐以後の令史と異り、其秩も高く相当重んぜられて居たことを述べて居る。正に其通りであつて、又それ丈貴族制下にありて比較的家系の高からざるもの、出身地となるのであらう。

岡崎は南朝を通じて貴族は社会的優位を保ちながら実務から離れ、代わって南人の富裕層や南北人の下層民が実務面で力をつけていったと理解する。そして顧炎武『日知録』に言及して、南朝時代と隋唐時代それぞれにおける令史は相互に異なり、南朝時代のそれは品秩も高かったとしているが[18]、それは南朝時代において令史の潜在的な力が高かったことを示すと主張するのである。

四　二種類の「貴族」

ここまで梁・内藤・岡崎それぞれの「貴族」研究について見てきたのであるが、それぞれの「貴族」理解に、大きな隔たりが存在していたことは、もはや明白であろう。

まず梁啓超は、六朝（魏晋南北朝）時代における「貴族」の存在を認めつつも、「貴族政治」の存在は認めず、あくまでそれを皇帝専制政治の一変化形態と見なしていた。内藤は、特に六朝から唐にかけての（特に政治における）皇帝との関係に注目し、近世における君主独裁政治との対比から、中世を皇帝と「貴族」の共同統治体制――すなわち「貴族政治」の時代と位置づけ、隋における郷官廃止も、それによって胥吏が誕生したとし、これを中世「貴族政治」論の補強材料として扱った。一方の岡崎は、南朝における士庶区別に着目し、最初はこれを「貴族制」とは呼ばなかったが、「南朝貴族制の一面」以降これを「貴族制」と呼ぶようになる。既にこのときには、内藤の『支那論』も「概括的唐宋時代観」も発表されているが、岡崎は内藤の研究をここでは引用しておらず、また内藤が皇帝権力との対立軸、それに対する自立性を有するものとして「貴族政治」を位置づけるのに対し、岡崎は皇帝権力と「貴族制」の関係については、前者の優位を認めているのであり、両者の「貴族」観には明らかなズレがある[19]。梁・内藤・岡崎各々が扱った「貴族」は、相互に異なる視点と手法によって着目・抽出されたのであり、果たしてその全てを「貴族」と表現することが、妥当であったのかという問題に対する関心は、先行する梁・内藤はともかくとして、岡崎の方には希薄であったらしく、そのため岡崎は前掲の諸論文において梁・内藤の研究に一度も言及してお

らず、その整合をはかった形跡もない。梁啓超も、中国史における「貴族」の存在を把握するにあたっては、内藤と類似した視点に立って行っているが、彼の場合は中国史の特質としての専制をあくまで重視しており、したがって中国史においては戦国時代以降「貴族政治」は存在しなかったととらえている。[20] 内藤と梁啓超のそれぞれがいう「貴族政治」は、魏晋南北朝（及び隋唐）時代におけるその有無について見解を異にするものの、ともに皇帝や専制権力との対比という手法から抽出されている点からも、同じ意味ととらえて問題なかろうが、いずれにしても岡崎は、彼らの研究を引用した上で、術語としての「貴族」を定義することをしなかったのである。

そしてそれぞれの言及する中国史上の現象や階層を「貴族」とひとくくりに表現する場合問題が生ずる。例えば内藤は「貴族政治」については梁と同様の意味にとらえていたようである一方で、「貴族」の存立基盤に関しては「其家柄が自然に地方の名望家として永続したる関係から生じたるもので、所謂郡望なるもの」（「概括的唐宋時代観」）としているが、であればなぜ江南の東晋・南朝にて華北に本貫を置く「貴族」が「貴族」としてあり続けることが可能であったのか、元来華北にいた「貴族」が江南に来たった後、そこでも郡望が支持基盤としてあったならば、この場合の郡望の主体や根源はいかなる存在であったのか、という点が問題になる。それは最初の切り口が士庶区別であったにせよ、岡崎が解決に取り組んでもよかったかもしれず、岡崎は里伍の制に言及しているが、これを「自治団体」とは見ておらず、その実態としては隣組のように見ている向きもあり、内藤のいう郡望としての性格を有していたと考えていたわけではない。

ただし戦前の段階においては、「貴族」の起源について彼らとは別に宇都宮清吉「岡崎文夫博士著『南北朝に於ける社会経済制度』を読む」（『東洋史研究』第一巻第三号、一九三六年）が触れている。これは岡崎『南北朝に於ける社会経済制度』に対する書評であるが、ここに収録されている前掲の「南朝に於ける士庶区別に就ての小研究」（下編第二章）・「南朝貴族制の一面」（下編第三章）・「南朝貴族制の起源、並びに其成立に到りし迄の経過に就ての若干の考察」（下編第四章）への言及はない。しかしながら特に上編第五章「漢書食貨志上に就て」（『支那学』第三巻第一号、一九二二年、『南北朝に於ける社会経済制度』一四二～一五二頁）について、宇都宮は次のように述べている。

先生は重農思潮派を以つて「山東儒墨の輩」とされたが、この山東儒墨の輩、及び其の説の最大の支持者たる高級の文臣の徒こそ後漢頃から次第に形成され始めて行く門閥貴族の前身と言ふ可きものであると考へる。今煩はしい一々の挙例は省くが、後漢書を通読して、著姓、族姓、家世二千石、世冠蓋等の語で、その家の経歴が飾られてゐる家々の出身者は、殆ど北支那の内でも山東（華山以東）の出身であり、漢書の所謂山東出相（巻六十九趙充国伝）であり、後漢書の所謂関東出相（巻八十九虞詡伝）に当ること厳たる事実である。誠に漢代山東は文臣、儒墨の淵叢の地であつた。而して今便宜上史姓韻編一書を繙いて見るなれば、後世魏晋南北朝時代の所謂門閥家とは、とりもなほさず漢代の是等の地方の家々の後裔たる者が多いことに気付くであらう。そうして彼等こそ先に私の指摘した、官僚の家柄以外にある豪族、即ち大地主の血族団とは、必然的に対立的となる存在であつたに相違ないと思はれる。食貨志上の大地主征伐の事実は、その一例証であらう。而して若し此の考が正しいとすれば、両漢の社会史は実に一面山東儒墨官僚者流（それは次第に門閥貴族として成立しつゝあつた所の）と大姓土豪の争闘史として、又一面その妥協史として見る

ことが出来るし、三国以後唐に至る中世支那社会を支配した官僚的門閥貴族とは、誠に後漢末三国の支那社会の転換期に当つて、大姓土豪を政治的に社会的に、又争闘的に妥協的に、克服し、編成することに成功した漢代の山東儒墨乃至教養ある山東出身の文臣の後裔そのものであるとも考へられるであらう。

宇都宮は「三国以後唐に至る中世支那社会を支配した官僚的門閥貴族」を、「大姓土豪を政治的に社会的に、又争闘的に妥協的に、克服し、編成することに成功した漢代の山東儒墨乃至教養ある山東出身の文臣の後裔そのもの」と解釈したのである。宇都宮はここでは明言していないが、中世を「三国以後唐に至る」時代とし、かつその時代の社会を支配したのが「官僚的門閥貴族」と理解していることからも、内藤の「貴族」観を意識しているのは間違いなかろう。すなわち宇都宮は内藤のいう「貴族」の淵源についてより詳細な主張を行ったことになるのであるが、岡崎のいう「貴族制」との定義の整合は（これが岡崎の著書に対する書評でありながら）行わなかったのである。また正確には戦前の研究ではなく、終戦直後に刊行されたものであるが、宮崎市定『科挙』（秋田屋、一九四六年）には次のようにある。

五代を中心として、時代を前後に分てば、唐以前の中世は貴族政治の時代であり、それが宋以後の近世に入ると士大夫政治の時代となる。宋以後の士大夫政治は清朝末まで続いたが、唐以前の貴族政治はその起源を前漢末、若くは後漢の時代に求めらるゝべきであらう。前漢末王莽の簒奪が行はれたが、之は王氏なる一貴族が帝室と婚を通じて外戚となることにより、その家柄格式が次第に帝室に近付き、一種独特なる地位を認められて政権を壟断するやうになつた結果起つたものである。吾人は此処に軈て六朝に入つて盛大となつた貴族政治の萌芽を認めることが出来る。即ち婚姻たるものは両家の地位を平等化する作用を有するものとなること、父祖が獲得せし政治上の地位は其儘子孫が継承する傾向の生じたることの二つであり、後漢以後六朝唐に及ぶ貴族政治は実にこの二原則の上に成立したるものなのであつた。（二一三～二一四頁）

曹操はその敵手袁紹から、乞丐携養と罵られた成り上がり者である。故に曹操の人を用ふるや全く人物本位であり、奇才を識抜するに微賤に拘らずと称され、豪族を利用して豪族に利用されなかつた。彼の志は死後直ちに九品中正の設置となつて制度化した。その法は州郡に中正の官を置き、地方の賢者を識鑑して上上より下下までの品評を付し、朝廷に推薦してその抜擢を待たしむるにある。この本意は蓋し当時の門閥偏重の弊を防ぎ、自由なる人才登用を計るにありしこと推察に難くない。然るに斯くして後漢を簒つて成立したる曹魏は、朝廷自身より先づ貴族化した。之が為に曹魏は間もなく晋に簒はれ、晋は又その貴族主義に禍されて、五胡の侵入に遇ひ北支那より逐はれて江南半壁の天地を保つて東晋となつたが、この間に九品中正の制度そのものも亦貴族化した。即ち中正の官は貴族の占有する所となり、斯る中世（ママ）の下す品隲も随つてその貴族的意識に左右され、所謂上品無賤族、下品無高門、といふ、滔々たる六朝の貴族全盛の時代を現出したのである。（二一六～二一七頁）

斯の如き貴族制度に対し、北方よりする遊牧民族の侵入は一時重大なる脅威を与へたかに見へたが、軈て形勢の定まるに及んで、遊牧民族出身の王朝は反つて支那の貴族制に同化されて自らも貴族化し、結局は衰へんとする北支那の貴族制を補強するに役立ち、南朝の貴族制に対して北朝的な貴族体制を樹立し、それが唐

代に迄及んだ。（二一七～二一八頁）

隋より唐初にかけての武断的天子は、斯る門地を尊ぶ貴族制に慊らず、さてこそ科挙の制を創始して人才登用を自由にし、排他的貴族制の弊を矯めんとしたのであつた。唐の帝室李氏は自ら隴西の李氏を名乗るが、この家系は少し怪しく、実際はあまり名門と見做された李氏の出自ではなかつたらしい。而して唐の天子が安泰となると、唐室の貴族群に対する政策は、相反する二つの方向に分れた。その一は唐室自らが貴族化して、寧ろ貴族群の第一等に納まらんとする努力と、その二は、斯る貴族群に挑戦して別個の新体制を形成せんとの意向である。（二一九頁）

宮崎は内藤の時代区分におけるいわゆる中世の時代的要素として「貴族政治」をあげているが、一方で内藤が強調した「貴族」と郷党の関係に、ほとんど言及していないという違いもある。そして宮崎は、南北朝それぞれの貴族制のありかたの相違にも注目しており、さらに唐代において貴族制と「別個の新体制」とが対立したとし、後者をいわゆる科挙の淵源と見ているようである。

宮崎は科挙を中世―近世の画期をもたらす要素と位置づけているようであるが、もちろんここにおける宮崎の関心は、科挙前史としての貴族制の把握にあったのであり、そして宮崎はこの関心から研究を継続していき、その成果は来たる『九品官人法の研究――科挙前史――』（東洋史研究会、一九五六年）に結実していく。しかしながら「貴族」の定義問題の解決はやはり行われなかったのである。

第二章　戦後における貴族制論争

一　川勝義雄による魏晋南朝貴族制研究

ここまでに見てきたように、戦前の研究を通じて、「貴族」観の齟齬が発生し、またそれが公に認識されることはなかったのであるが、終戦後の一九五〇年に、貴族制研究史において画期となる研究――川勝義雄「シナ中世貴族政治の成立について」（『史林』第三三巻第四号）が発表される。これは川勝の処女作であり、かつ戦後における貴族制論争の実質的な嚆矢となった。

川勝は内藤の「貴族政治」観や宇都宮「岡崎文夫博士著『南北朝に於ける社会経済制度』を読む」の説を継承しつつ、貴族の発生過程の解明を「シナ中世貴族政治の成立について」において試みたのであるが、その淵源は後漢末期の清流・濁流両勢力の衝突にあると見た。後漢末期の宦官及びその一派（濁流）の執権による後漢政府の腐敗は、それに反発する「清流党の団結の基盤たる清議即ち士大夫の輿論」を生み出し、「地上の国家が天界の裏付けを持つという壮大な普遍的国家の理念」に基づき、天子（皇帝）が君主の大権を担う国家の回復を目指し、濁流勢力を攻撃した。やがて清流勢力は、宦官ら濁流勢力の攻撃を受け（党錮の禁）、一時は地下への潜伏を余儀なくされたが、にもかかわらず清流勢力は全士大夫団ともいうべき士大夫の統一体として成長していき、全国的な士大夫の輿論や、潁川グループや北海グループなどのサークルを形成する。そして同じタイミングで成長を果たした軍閥勢力と結びついた彼らの中から、魏晋貴族が誕生する――これが川勝「シナ中世貴族政治の成立について」の主張である。

また川勝は、「曹操軍団の構成について」（『東方学報』京都第二五冊、一九五四年）において、当時の代表的軍閥である曹操政権の構造分析

を行っている。そこで川勝は、「曹操軍団の構成が、漢末の混乱期に民間から自然発生的に形成された、多数の武装豪侠集団の複合体として把えられること、そして各集団内部の結合靱帯も、それが複合体となつた場合の上下の統属関係も、ともに任侠的人間結合の形によつて支えられていること、しかもそれが曹操膝下においてさえ、なお無視しえないこと」を指摘した。さらに川勝は、「清流の輿論が祭り上げる多くの代表者の中、八厨といわれるものは学識徳行ある代表的士大夫ではなくて任侠者である。このことは輿論構成者のなかに任侠者流が多数いたことを示すとともに、諸生の気風における任侠的傾向も示唆するであろうし、又ひいては彼らの人間関係、即ち門生故吏関係と任侠的関係とが異質のものでないこと示すように思われる」といい、清流指導者―豪紳―諸生（門生故吏関係）と軍団指導者―豪侠―少年（任侠関係）という当時存在していた二系統の集団結合は、社会的存在形態から見れば同一の性格をもつと主張した。ここで川勝は門生故吏関係に触れているが、それに関しては別に「魏晋南朝の門生故吏」（『東方学報』京都第二八冊、一九五八年）を著している。ここでは、「魏晋南朝の門生故吏が従来いわれているような隷属的な存在ではないこと、身分上は庶民以上に属する自由民を主体とすること、門生故吏関係は当時普遍的に存在する私的なパーソナルな主従関係を典型的に表わすものであること、それは家父長的な一方的支配隷属の関係ではなく、自由民と自由民との間のパーソナルな臣従関係であること、当時の社会はそういつた私的結合体の累積した社会であつて、王法の貫徹を妨げるようにできていた」ことを指摘した。

さらに川勝は南朝貴族制についての研究も行っている。「南朝貴族制の没落に関する一考察」（『東洋史研究』第二〇巻第四号、一九六二年）、「侯景の乱と南朝の貨幣経済」（『東方学報』京都第三二冊、一九六二年）の二論文がそれであるが、このうちの「南朝貴族制の没落に関する一考察」は、「陳書列伝を通覧するに、只一人北斉に使した徐陵を除くの外、多くは武将より身を抜んでた人物を以て満たされて居る。事実侯景の乱に於て南朝第一の名家王氏全く滅び、其他の名族多く他郷に遁竄した如く……」とする岡崎文夫『魏晋南北朝通史』（弘文堂書房、一九三二年）の説（三一八頁）をベースとしている。岡崎の侯景の乱に対するこうした理解については、竹田龍児「侯景の乱についての一考察」（『史学』第二九巻第三号、一九五七年）が『陳書』に琅邪王氏の人物が数名立伝されていることに基づき、「いさゝか誇張に過ぎはしないであろうか」と批判しており、竹田の主張の妥当性は川勝も認めてはいるが、「にもかかわらず、私は南朝貴族制の崩壊を、侯景の乱にはじまる梁末陳初の混乱期において認めることができると思う」といい、侯景の乱が南朝貴族社会に与えた影響について論じたのが「南朝貴族制の没落に関する一考察」である。ここにおいて川勝は、南朝貴族制を「東晋初期のいわゆる北来貴族を中核として成立し」たものと解釈した上で、彼らの中心的経済基盤である荘園を、南朝を通じて発達していった貨幣経済がその自給自足的な閉鎖性を突き崩しつつ商人層の台頭を促し、貴族が彼ら商人層に経済的に依存するという現象を出現させ、さらなる消費ブームにより経済的に疲弊した貴族に対するとどめとして発生したのが侯景の乱であったと主張した。

「侯景の乱と南朝の貨幣経済」においては川勝は次のように述べている。南朝時代、慢性的な不況と政府からの貨幣の吸い上げにより困窮した農民が流亡する一方で商業人口が増大し、さらに商業人口からは政権と密着した恩倖が誕生し、流亡農民と半失業的商業人口を吸収した土豪将帥層が成長していく。貴族は中央政界において恩倖と対決

しつつも、軍事的には土豪将帥層に依存し、経済的にも商人層に寄生していく。そして「貴族は侯景の乱による首府の徹底的な破壊と、西魏による江陵の占領、それにひきつづく梁の百官の関中への拉致とによつて壊滅的な打撃を受けた」。以後田舎の土豪将帥層を中心として陳が成立するが、生き残った貴族は、陳が田舎武士の政権であることを「装飾するための床の間の置物という意味しかもたなくなる」。かくして伝統ある南朝貴族制は、六世紀中葉の侯景の乱をもって実質的に崩壊したという。

さらに南朝貴族制に関しては、他に「劉宋政権の成立と寒門武人――貴族制との関連において――」（『東方学報』京都第三六冊、一九六四年）を発表している。ここにおいて川勝は、東晋末期、京口を本拠地とする北府軍の寒門武人（中堅将校）のクーデターによって劉宋政権が樹立され、また以後貴族が軍権を喪失していったことを指摘した。

ここまで、一九五〇年～一九六〇年代半ばに発表された川勝の研究を紹介してきた。この時期における川勝の課題は、第一に後漢・曹魏時代における貴族の成立過程の解明であり、第二に東晋・南朝時代における貴族の衰退過程の解明である。前者は、直接的には宇都宮に啓発されつつも、主として内藤のいう「貴族政治」の由来の解明を目指したものであり、後者は岡崎の「貴族制」観に基づいたものと見てよかろう。いわば川勝は京都学派の若手として、内藤・岡崎それぞれの貴族制研究の掘り下げを試みたのであろうが、このとき、郷党と結びつき、皇帝からの一定の自立性を有するという内藤の「貴族」観と、江南社会における士庶区別に由来する岡崎のそれとの整合という問題関心は、川勝は全く抱いていなかったようである。

二　宮崎市定『九品官人法の研究――科挙前史――』

そして前章で述べたように、川勝の研究の進展とほぼ同時期に、前掲の宮崎市定『九品官人法の研究――科挙前史――』が刊行される。それまで魏晋南北朝時代の官僚制度や官吏登用制度に関しては、九品中正制の研究として既に論じられており、岡崎文夫「九品中正考」（前掲）、楊筠如『九品中正与六朝門閥』（上海商務印書館、一九三〇年）、宮川尚志「魏・西晋の中正制度」（『東方学報』京都第一八冊、一九五〇年、同氏著『六朝史研究 政治・社会篇』、日本学術振興会、二六三～二九三頁）・「東晋南北朝の中正制度」（『岡山大学文学部学術紀要』第一号、一九五二年、前掲『六朝史研究』二九三～三三八頁）、唐長孺「九品中正制度試釈」（同氏著『魏晋南北朝史論叢』、生活・読書・新知三聯書店、一九五五年、八五～一二六頁）などが発表されていたが、宮崎は元来の研究の関心が中正制に偏りすぎていたと指摘した上で[21]、魏晋南北朝時代の官僚制度・官吏登用制度をあらためて「九品官人法」と呼び、その実態解明に取り組んだのである。以下にその要旨を述べておこう。

（一）魏晋の九品官人法

二二〇年に曹操が死去し、後漢献帝からの禅譲を受ける形で曹魏が建国されるに際し、漢朝の官僚を曹魏の新政府に組み込むため、「漢の官僚体系を解消し、個人に還元した上で、個人の才能に応じて新政府に於て適当な地位を与える」（九九頁）という解決策をとる必要が生じた。こうした事情から（資格審査として）陳群の発案により九品官人法が制定された。この「九品」には官品と郷品の二種類がある。官品とは、百官の官位をその職務の重要性に応じて九品に分けたものを指し、一方の郷品とは、官吏及び官吏候補者がその出身地の郡の中正によって、その才徳に応じて同様に九品に等級づけられることを指

す。中央の司徒府に属する郡国の中正（その部下に清定・訪問などがいる）は、郷評に基づき官吏候補者を九品の郷品に査定する。中正によって査定された郷品は司徒府の左長史・左西曹が取り扱い、候補者は与えられた郷品の原則四品下の官品の官職に任命された（起家）。

この制度のもとでは、例えば同じ六品官（官品が六品の官）でも、「郷品二品の人が起家して就く官と、郷品三品の人が七品官から上つて来て就く官と、以下順次に下り、最後に郷品六品の人がずつと下位から上つて来てここで行詰りになる官と、凡て五種類の官があるわけである」（一二六頁）。すると同じ官品の中に優劣が生じてくるのであり、優秀者のつく官を清官といい、劣等者のつく官を寒官（濁官）という。またこれに要職か閑職かという区別も加わる。ゆえに清官でありかつ要職でもある清要官はますます重んじられるようになる。

曹魏の大臣であった司馬懿の建議によって州大中正（州都）が設置される。これにより郷品裁定の権力がいよいよ中央へ集中され（司徒―州大中正―郡大中正―郡小中正という統属関係を生ずるようになり）、郷品査定も恣意的に行われるようになって、貴族化するようになる。

（二）南朝における流品の発達

東晋・南朝に入ると尚書中心の政治方式に移行し、司徒府（及び左長史をはじめするその府僚）は常置されたが、司徒自体は必ずしも常置されなくなった。これにともなって中正も有名無実化していき、官吏登用の際の「最大の関心事は中正から上等の郷品を貰うことでなく、宿命的に定まつた郷品をもつて、如何に有利なる地位実職を尚書、特に吏部から獲得するやにあ」（一九九頁）った。

また「当時の官界では、一人の名士にあまり好位地に長く落ちついて居られると、他の者が昇進できぬので、後進に途を開く意味で、頻繁な遷転が歓迎され、遷転する方でもその度数の多いことを以て誇りとした」（二一五頁）。このことは官僚がほとんど実務に携わろうとせず、社交にふけっていたことを示す。それに伴って、清要官が実は清官であるだけで、いつのまにか要官ではなくなっていく（しかし彼らの扱っている仕事そのものは依然として清要とされた）。また軍府僚属（特に参軍）の地位が向上した。

そして貴族子弟が家柄によって郷品二品を与えられて六品官で起家するのが常態化すると、「門地二品」と呼ばれる貴族階級が成立していった（門地の高下を流品という）。そして門地二品者の勢力が拡張すると、彼らとの郷品獲得競争に敗れ、門地二品に昇格する機会を逸した、郷品（門地）三～五品の寒門・寒士の階級が誕生する。さらに六品以下の郷品を与えられた者は、その後は官品六品以下の官に昇任するのが限界となるため、郷品の五品と六品の間に社会階級の断層線――士庶線が形成され、この線の上が寒士以上のつくべき官となり、下は庶民が年功によってつくことが許される官となる。庶民の場合、九品官よりも下の流外官につき、本来ここは郷品は不必要であったが、年功勲労によって次第に地位が上昇し、品官に就く場合に郷品が必要となるので、郷品六品以下はこのようなケースで与えられたと考えられる。郷品六品以下の士庶線を超越できない庶民はこの下に閉じ込められ、二等から六等までの、いわゆる勲位・勲品（勲二品～勲六品）という特殊区域を形成した。

この間、中正は州郡の属官のようになり、中央政府における人事にはほとんど関係せず、独自の立場から郷品を与えることをも行わず、ただ州の人事に対して主として門地の立場から発言を行っていた。ただし尚書令史・中書通事舎人・典籤などの寒官も同時に発達し、ここには主として寒門・寒人が就任し、皇帝（天子）の手足として実務を運営する傾向も見られた。また、軍勲の増加により将軍号が濫造さ

れ、これは後世の武散官の起源となる。

（三）梁陳時代の新傾向

南斉に至るまでに九品官制は紊乱し、「臨時の先例を堆積していくばかりでその間に一定の方針を見失つていた」（三一〇頁）が、梁を建国した武帝蕭衍により官制の全面的な改革が試みられた。

武帝は天監元年（五〇二）八月に尚書刪定郎の蔡法度に「令を定めて九品を為る（定令為九品）」よう命じ、翌二年（五〇三）四月癸卯に完了したが、これは品と階の著しい不均衡を是正するにとどまった。しかし天監七年（五〇八）に再度官制改革を行い、流内九品（官品）・流外官に代わる流内十八班・流外七班（位不登二品者・位不登十八班者）の官制を制定した。まず流内十八班は一～九品の官品のうち、六品以上を十八班に割り直したものであり、かつ官品が一品が最上位というように、少ない数の官品が上位であったのに対し、流内十八班は逆に数が多い班が上位であった。これは「若しも専ら新官品の名で読んだならば、大ていの官職は従前よりも等級が下るからである。六品の筈であつた秘書郎は正九品にしか当らない。そこで新しい班名を造り、それもわざと逆に、数が多いほど上に置くという細工を施して、官品の換算をむつかしくしたのであつた」（三一七～三一八頁）。そしてこの改革に伴い、尚書系統の官がその価値を著しく高めている。一方の流外七班は寒士の起家の官であり、「この官を経て後に流内に進登し得」（三二二頁）、そのほとんど全てが府の属僚であった。「流内十八班と流外七班とを比較するとその間には大きな断層がなくて、むしろ接続の面が現われている」（三二三頁）が、これを区分したのは「要するに貴族主義の便宜のためと言うの外はない」（三二八頁）。「流内と流外を区別する線は、その人の生れが門地二品であるか否かを、起家の際に烙印する役目を持つものである」（三二八頁）。流内十八班・流外七班のさらに下には、三品蘊位・三品勲位なるものがあり、これは庶人のつくべき官であった。また将軍号も引き続き増加した。

武帝の改革の狙いは、貴族制度と官僚制度の調和にあった。それは彼の「最も貴族的な教養を身につけた者が貴族である」（三四八頁）、「官そのものに清濁の別があるのではなく、清流がつけば其官が清になるのであり、しかもその清流とは甲族の意味ではなくて、教養のある人のことだ」（三四八頁）、「貴族制度は大いに採るべき点があるからそれを尊重する。併しそれは現実の貴族制度ではなくて貴族制度の精神である。即ちその尊ぶべき所は貴族的な教養にあつて、現実の門地を指すのではない。故に門地が低くても貴族的教養を身につけた者は、どしどし登用せねばならぬ」（三四九頁）という考えに由来する。そしてその一環として、学館である五館を設立し、また国子学の学生に射策（試験）を行い、起家年限を短縮させた。これは後の科挙制度の精神と全く同一の根底に立つものである。

梁代においても中正制は存続していたが、その「活動に関しては殆んど記事の徴すべきものがないので、その役割も重要性を失つていたと思われる」（三六二頁）。武帝は中正の外に州望・郡宗・郷豪を設けており、これらはかつての訪問・清定に代わるものであろう。

梁末の侯景の乱をへて成立した陳において、中正にはほとんど特記すべきものはなく、また旧貴族も侯景の乱の打撃を被り、軍功インフレーションがいっそう甚だしく、その政府には武将が三公となるに至り、「ここにおいて貴族制度と官僚制度の中間ともいうべき任子制度が法規化された」（三六八頁）。

（四）北朝の官制と選挙制度

五胡十六国時代を終結させ、華北を統一したのは鮮卑拓跋部である。華北進出後、北族に対して初代道武帝は部族解散を行い、従来の

部族長は「部民を使役する権利を剥奪され、単なる一個人に還元された」（三七九頁）。そして部民は「これを八部に編成し直し、またこれを八国と称し、皇城の四方四維におき、八部大夫をおいて統率せしめた」（三八〇頁）。天賜元年（四〇四）には八国の国ごとに大師小師を立て、「その宗党を辨じ、人才を品挙せしめ、それは恰も中正の如き職であったと言う」（三八〇頁）。天賜三年（四〇六）には八部五百里内の男丁を徴発して外城を築かせているが、「ここにおいて部民は恰も王室直属の労働予備軍となった観がある」（三八一頁）。これに対して王室側近となつて顛落を免れた有力者は、爵位を有してそれを世襲することで、「自ら一団の特殊勢力を形成した」（三八一頁）。

北魏朝廷は一方で華北進出・統一に伴って在地の漢人貴族を大量的に収容し、以後漢人官僚の著しい進出が見られるようになる。また漢人官僚の中央政府に進出する便宜のために太学・国子学（中書学）といった学校を設立した。こうして北魏朝廷への進出を強めていった漢人貴族・官僚は、太武帝時代に発生した国史事件（崔浩が漢人の門地の番付を定めようとしたことが原因の一つとされる）により一時大打撃を被ったが、「平和の永続と共にいよいよその利用価値を認められこそすれ、決して後退することはな」（三八七頁）く、国史事件後における漢人官僚の中心人物であった高允を指導者として「こつそりと、南朝まがいの貴族制度を造り上げてしまつたのである」（三八八頁）。そして北魏譜代の功臣である陸氏のように、鮮卑有力者の漢人化・貴族化という現象も発生している。

そして孝文帝の時代を迎える。太和一五年（四九一）、孝文帝は律令の改定を命じ、太和一七年（四九三）六月に職員令二一巻を発布する。この職員令の官品は、『魏書』巻一一三 官氏志に見える、「太和中制定とのみあつて年代を言わぬ官品表のそれであろう」（三九一頁、太和前令）。この太和前令では百官を九品に分け、九品を正従に分け、正従をさらにおのおの上中下に分けているため全体で五四階になっているが、「この官品表は恐らく当時までに現実に行われていた制度をそのまま纏め上げたに過ぎず、孝文帝が抱いていた理想に従つての改革は殆んど加えられていなかつたであろう」（三九二頁）。そしてここでは官の清濁の区別は設けられていなかった。太和一九年（四九五）、孝文帝は遷都後の洛陽にて第二回の職員令を発布し（太和中令）、ここで流外七等（流外勲品）が導入されたといい、ここで勲品流外の官が設けられたことから、官の清濁が分けられたことになる。さらに太和二二～二三年（四九八～四九九）、三度目の官品表の改訂が行われ（太和後令）、太和中令の流外勲品の七等がさらに細分化されて九等になった。また前令・後令とも散官の増加が目立つようになった。流外勲品（流外官）から流内官への昇進は困難であったものの可能ではあり、流外から流内に昇進することを入流・出身という（ただし清官につくことはできなかった）。また武官は元来尚書省吏部の銓選に参集する資格を持たなかったが、後述の羽林の変の後に霊太后胡氏が羽林武官の入選を許した。

中正制に関しては、北魏は道武帝時代よりそれを整備しており、州郡の僚属の人事をつかさどっていたと考えられる。孝文帝時代には中正の職務は魏晋のそれと全く同一となり、すなわち中正は官吏候補者に対して、一～六品の郷品を与えていたことになり、また吏部の銓選に対して拒否権を保持していた。中正は司徒が任命したが、形式的には有力者の推薦が必要であり、また一流の名家が任命される傾向にあった。しかしやがて中正の役割は、次第に忠実に果たされなくなり、宣武帝時代から、寒人が中正に任命されるケースが増加して堕落し、孝明帝時代には停年格（後述）が制定されたこともあり、人事進

退の実権は全く吏部の手に帰した。

この他孝文帝は、かつて崔浩も目論んだことのある、貴族の格付け――姓族詳定を実行した。これには一般的な大勢をうけ、「徒らこれを貴族社会の論争に任せておけば際限がなく、大きな紛争を引起して党争にも発展しかねないので、天子自らこの問題に乗出し、貴族間の紛議の調停に立つと共に、天子も自ら貴族化して、その家を貴族群の頂点に置こうという意図が含まれている」（四二七頁）。孝文帝は鮮卑族に対するものと漢人に対するものの二つにわけて姓族詳定を行ったが、直接これを担当したのは中央の司徒府と地方の中正であった。多数の異議を伴いながら太和二〇年（四九六）頃に姓族詳定は一応の結論に到達したが、これにより漢族は范陽盧氏・清河崔氏・滎陽鄭氏・太原王氏の四姓が最高峰となり（王室と婚を通じて恥ずかしからぬ名族とされた）、これに隴西李氏・趙郡李氏を加えて五姓と称する。一方の北族に対しては、まず王室の拓跋を元と改姓し、丘穆陵（穆）・歩六孤（陸）・賀頼（賀）・独孤（劉）・賀楼（楼）・勿忸于（于）・紇奚（嵇）・尉（尉遅）を最高峰の八姓とし、それぞれ括弧内の一字姓に改めた。そして漢族・北族ともに家格ごとに就任できる官位が定められたが、これには韓顕宗が門地尊重の不合理をうったえるなどの異論もあり、この不合理を是正する方法として漢魏以来の秀才孝廉制度が採用された。また南朝では十分に行われなかった考課が北魏では重んじられた。

姓族詳定については孝文帝の死後も訴訟や異論が絶えず発生し、吏部の選挙においても賄賂が横行した。また孝文帝の生前の太和一七年（四九三）に決行された洛陽遷都に伴って困窮化した北族を禁衛軍の羽林・虎賁に収容し、文官にも彼らが登用された。しかしこのことは北族と漢人官僚の間に暗闘を引き起こすこととなり、冀州大中正征西将軍張彝の子である「張仲瑀が封事を上り、選格を銓別して武人を排抑し、清流に預らしめざらんことを求めた」（四六九頁）ことに激怒した羽林・虎賁千余人が張彝の第を襲撃し、その長子始均を焼き殺し、張彝に重傷を負わせた（羽林の変）。この件について北魏朝廷は首謀者八人を死刑に処したのみで他の罪を問わず、かえって武官の資による入選を許可するに至った。こうした選挙上のトラブルもあり、吏部尚書崔亮により停年格が制定された。これは「行列を作つて待たせ、長く待つた者から順次に採用する」（四七一頁）というものであり、貴族階級から猛烈な非難を浴びたが、崔亮が名門貴族であることもあり、やむをえず漢人は後退し、これに納得するに至った。

しかしながら北辺で六鎮の乱が発生し、その平定の過程で爾朱栄が成長し、やがて彼は洛陽に攻め込んで霊太后（この直前に孝明帝を殺害している）を殺害して北魏の実権を掌握する。爾朱栄は彼に擁立された孝荘帝によって殺害され、華北は群雄割拠状態となり、西方の宇文泰、東方の高歓が魏の王族を擁して相互に攻撃したが、勝敗は決せず北魏は事実上滅亡する。

高歓が事実上建国した東魏はやがて高洋に簒奪されて北斉となるが、北斉の漢人社会では貴族主義が盛んであり、家格を裁定する中正の地位が争奪の的となった。また「州刺史には遽かに成上つてもなれるが、州の僚属には名門でなければなれぬと言うのが当時の貴族社会に通ずる感情であつた」（四七六頁）。また北魏末期以降、姓族詳定は州から郡、郡から県というように次第に下層に及ぶようになり、郡県の豪族にも家格の等差をつけさせ、各豪族は士望・族望・都民望・民望などと格付された。北斉の官品は流内九品と流外勲品（九品）からなる。また試験制度としての秀才や孝廉などが行われたことにより、古い貴族制度が崩壊していった。さらに貨幣経済の発達に伴い、西域

人・商人（ソグド人も含まれる）による買官なども横行した。

華北西部では宇文泰が事実上西魏を建国したが、それは彼の死後に北周に取って代わられる。西魏・北周においては全面的な貴族制度の否定と、北魏立国の精神への回帰がはかられた（拓跋部の「統国三十六、大姓九十九」の胡姓賜与など）。しかしこれに対抗するために宇文泰の謀臣蘇綽の首唱により、『周礼』にならった六官制が制定された。この官制においては、正一品を正九命、従一品を九命、正二品を正八命、従二品を八命というように、数の順序を逆にしながらも官品を九命に置き換えている。そして北周では貴族制度の排除が求められたために、官の清濁も設けられず、（武勲を主とする）功績による人事の進退がはかられた。また秀才孝廉の制度は北魏の制をそのまま存置した。

北周は北斉を滅ぼすが、まもなく外戚の楊堅によって簒奪され、隋が建国される。楊堅（文帝）は北周時代に賜与された胡姓を旧に復し、六官制も廃止して、「官名は漢魏の旧に依らしめたとあるが、実は北斉の制を多分に取入れた」（四九八頁）。しかし官の清濁や流品などは復活させなかった。また散官（文散官・武散官）と散実官の制度が発達した。

さらに隋においては郡・府を廃止した（州県制）のと同時に州県僚属の辟召をやめ、中央からの派遣に改めた。本来これらの僚属は貴族の牙城であり、その特権を温存する役割を担っていたが、これにより彼らが僚属となることは不可能となった。またこれにより中正も事実上消滅し、これに代わる官吏登用制度として秀才孝廉の拡張がはかられ、開皇七年（五八七）に諸州が毎年「三人を貢」するのが「永制」とされた。これにより秀才・明経・進士等の科目が定められたと考えられ、選挙（科挙）はここに誕生したと解釈できる。

以上が『九品官人法の研究』の要旨である。この研究の特徴はいくつかあげられるが、まず第一に、中正と彼らが付与する郷品を介した、貴族と郷党の制度上における結びつきの実態を解明したことである。これにより宮崎は、貴族制を支える政治制度的要素を明確化したのである。そして第二に、特に東晋・南朝貴族制における「門地二品」の発見である。これは曹魏・西晋時代における郷品よりも四品下の官品の官職に任命するという原則により、江南の政治・社会において貴族制が制度的に支えられたことの実態を解明したものである[22]。

『九品官人法の研究』に先立つ貴族制研究が、どちらかといえば社会的現象としての側面が考察対象になりがちであったのに対し、これは政治制度史の視点から貴族制の実態に切り込んだことに新鮮さがあった。しかしながら、それゆえに前章で明らかにした問題点、すなわち内藤湖南的「貴族」観と岡崎文夫的「貴族」観の矛盾の対立は、これによっても解決されたとはいいがたくなっている。『九品官人法の研究』は中正制に触れてはいるものの、郷党・郷里社会との関わりといった点への言及は少なく、前掲の『科挙』でもそうであったが、宮崎はこの点への関心は希薄であったようである。

三　越智重明の研究

川勝・宮崎がそれぞれの研究を発表していた当時、彼ら京都学派とは別に貴族制研究を進めていた論者の一人として越智重明がいる。越智は処女作「東晋成立に至る過程に就いて」（『東洋学報』第三三巻第三・四号、一九五一年）よりしばらくは東晋・南朝史を対象として研究を進めており、やがて貴族制にも言及するようになる。

まず「南朝の貴族と豪族」（『史淵』第六九輯、一九五六年）において、「この東晋貴族には最初寄生官僚というべきものと必ずしもそう

でないものとがあつたが、後者は次第にその存在が認められなくなり、おそくとも東晋後期、東晋貴族はすべて寄生官僚になつたと考えられる」と述べており、前者の例として王導・王敦をはじめとする琅邪王氏を、後者の例として郗鑒及びその一門をそれぞれ挙げている。まず東晋の琅邪王氏の王導について、越智は「自己の政治的勢力が外戚のもつ勢力に左右されるほど安定性を缺いたにもかかわらず、自ら、あるいは同族を頂点とする政治勢力の独立を目指すよりも、皇帝権力の確立に自己の政治的生命を託し、しかもそれへの依存を族的結合にこえるものとしたことは、かれが寄生官僚として皇帝権力下の独立性に乏しかったことを示唆しているのである」と主張し、皇帝権力に対する彼の寄生官僚としての性格を強調した。彼と同時期の人物である王敦に関しては、「王敦勢力の政治的性格がその軍事的独裁制にあつたのは明かであるが、こうした荊・江・揚長官独占が敦の勢力の基盤になつていたのは察するにかたくない」、「敦にとり、荊江軍事力のもつ重要性が揚州のそれに比しはるかに大きかつたことを示すといえよう」といい、彼の権力が多くは軍事力に由来することを強調する一方で、『晋書』巻九八 王敦伝の記述[23]に基づき、「敦勢力の基盤が荊・江長官独占にあつたことに関し右に述べたことを傍証するとともに、個人としての敦勢力が東晋の国家組織のうちに埋没すべき性格を有したこと、すなわち敦が寄生官僚であつたことを示唆しているのである」といい、また「琅邪王氏のこうした寄生官僚的性格は東晋南朝を通じて変ることはなかつた」と主張した。しかし華北から江南に逃れてきた人々が全て彼らのような性格を有していたとは越智は考えていなかったらしく、塢主として南下した郗鑒を越智は「在地豪族」と表現している。彼を「在地豪族」とする根拠として、越智は彼が南下の際に帯同した塢の存在に着目した。郗鑒が江南地域に来たったのは、塢主として金郷の集落を率いてのことであり、そしてこの集落は、京口に定住することとなった。前述の通り、以後これは北府軍として建康政府を直接的に支える軍隊・軍閥として活躍することになるが、越智は東晋初期における、この集落と郗鑒の関係を「自らが主領たるべき在地豪族としての郗氏勢力」と表現した。すなわち北方からの移民貴族であっても、「在地豪族」的性格を有しうると判断したのであるが、それでも郗氏と京口集落（北府軍）との関係は次第に薄れていき、東晋中期末には彼らもそこから遊離したと主張する。そして江南土着の諸豪族に関しては、西晋・東晋を通じて基本的にそれぞれの勢力は温存され、また東晋政権は彼らに軍事的に依存せざるをえず、それは本籍地の地方長官任命といった現象としてあらわれていたとし、「貴族が高官職をえた、あるいはそれをうべき江南豪族諸氏の主領たちに対立感をもつて」おり、「その対立感が貴族の寄生官僚的性格と江南豪族諸氏の主領たちの在地豪族的性格との相違に淵源する」と主張した。ここにおける越智の主張の要点は二つある。第一に、華北から江南に来たった貴族は、原則的に寄生官僚であるということであり、第二に、彼らと江南豪族とはそれぞれの性格の相違から対立関係にあったということである。

　このように、越智の貴族制研究は東晋・南朝史研究の一環として開始されたのであり、動機においては岡崎と類似しているといえなくもない。また越智「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」（『社会経済史学』第二一巻第五・六号、一九五六年）においては、南朝における皇帝と貴族の関係について論じている。そして「劉裕政権と義熙土断」（日野開三郎編『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』、九州大学東洋史研究室、一九五七年、四一～七三頁）では、東晋末期における劉裕の義熙土断を扱ったが、越智によれば基本的にこの土断は華北からの移

民貴族の利益には何らダメージを与えるものではなかった（むしろ彼らにとって望むべきものであった）一方で、江南豪族の既得権益を直撃するものではあり、その実施によって劉裕は華北系の貴族を基盤とし、来たる貴族政権としての宋王朝の成立に繋げたとする。ここでも越智は、皇帝（劉裕）と（特に華北系の）貴族の関係に言及しているが、例えば内藤が皇帝と貴族の対立構造を強調していたのに対し、越智は両者の協調や親和性をうったえていたという相違も一方で存在している。さらに「宋斉時代における皇帝と士大夫」（『東方古代研究』第一〇号、一九六〇年）では、

> 論を進めると、魏晋南朝の士大夫は内部機能（＝自己保存の機能）として郷論、清議をもつている。……そうした機能は士大夫が政治的存在であるだけに政治的な意味をもつ。魏の皇帝は郷論、清議の政治的存在を肯定しそれを国家の権力機構運営に繰り入れた。その枠内において皇帝は士大夫に対し政治的支配者としての親近感をもつていた。

といっており、やはり皇帝と士大夫（ここには貴族も含まれるであろう）の協力関係を指摘しながらも、新たに士大夫の「内部機能（＝自己保存の機能）」として「郷論」・「清議」があったと指摘している。そして越智は、

> ……魏晋の士大夫は一面官僚で他面士大夫であつた。官僚としては皇帝の支配に入つたが、いわゆる士大夫としては自律性をもつていた。皇帝の支配力に対しその両面は別個に機能したが、強いて統一的にいえば、いわゆる士大夫としての性格が官僚としての性格よりも強く表われていた。しかし、宋以後士大夫は一面官僚で他面いわゆる士大夫であるといつた二面性を次第に喪失し、統一体としての性格だけしかもたなくなつた。その際の士大夫の性格はより具体的にいえば士大夫それ自体として官僚化の傾向を強めつつあつたとされる。つまり、皇帝の支配力に対しそれは自ら統一体として理解されるが、その統一体にはいわゆる士大夫としての性格よりも、（世襲）官僚的性格の方がはるかに強く表われていたのである。

といい、魏晋の士大夫は皇帝に忠実な官僚と、自律性を有した士大夫の、二つの側面を有していたが、宋以後は士大夫としての側面を喪失し、官僚的側面のみを残す存在と化したと主張した。皇帝と士大夫を対置させ、前者の後者に対する優位を指摘する点も、岡崎と類似している。

そしてこの後に越智は本格的に曹魏・西晋の貴族制を論ずることとなるが、その代表的な成果が「魏西晋貴族制論」（『東洋学報』第四五巻第一号、一九六二年）である。越智はまず魏晋南北朝時代の貴族制について次のような理解を示した。

> ……中国史の流れにおける魏晋南北朝の時代的特徴を貴族制という概念で示そうとする際、そのとりあげかたは自ら一つの枠にはめられる。すなわち、その概念の根本をなす「政治的支配者層が世襲的性格をもつ」ということは、巨視的にとりあげた際必らずしもこの時代の政治的支配者層に限られたことではなくまたそれがこの時代を開始点としているわけでもないのである。従つてそれは他の時代の政治的支配者層のもつ世襲的性格よりもその世襲性が一段と濃厚であつたという「程度」の問題になるのである。こうした「程度」の具体相についてであるが、宮崎市定氏がその著「九品官人法の研究」において、家格の上下によつて（郷品に基く）子弟の起家に高低のあるのを貴族制とする、とされたのは最も注目すべきである。貴族制はこうした「程度」の具体相を中

心としていろ〳〵な付帯的事象をもつ。それらの研究が相まつて、中国史の流れにおいて魏晋南北朝を貴族制とする理解がどのように深化されるかを自ら決定するであろう。

魏晋南北朝時代の貴族制は、他の時代の政治的支配者層とその世襲的性格を異にするだけの「程度」の問題というのが越智の主張である。こうした越智の貴族制理解は、「六朝時代は貴族が存在していたというべきではない。それは専制政体の進化を少しも損ねるものではなかった」とする梁啓超の見解と類似している。この後に越智は貴族制研究史の整理を行いながら、次のように主張した。

現在、「政治人」集団の連続を論ずる際、史料に表はれた家の系譜的研究に重点をおいて、その連続を論じる立場と、それ〴〵の時代の選挙制度に重点をおいて、それが累世（一流）の官僚、貴族を出す必然性をもつていたかどうか、あるいは累世（一流）の官僚の利益を世襲的に認める形で運営されていたのかどうか、またはそれが豪族の官僚、貴族となるのを排除していたのかどうか、といつた面から論ずる立場とがある。そのどれをとるかはそれ〴〵の目的によつて異なるが、少なくとも魏晋南北朝の貴族制、門閥貴族を論じ、魏初その貴族が後漢の官僚とどう連なるかということをとりあげるとすれば当然後者の立場を重視しなければならない。

この論文が発表された年には、後述する矢野主税の論文も数部公表されているので、それも踏まえられており、矢野の研究の概要は後にあらためて紹介したいと思うが、方法論として「史料に表はれた家の系譜的研究に重点をおいて、その連続を論じる立場」（＝矢野）と「それ〴〵の時代の選挙制度に重点をおいて、それが累世（一流）の官僚、貴族を出す必然性をもつていたかどうか、あるいは累世（一流）の官僚の利益を世襲的に認める形で運営されていたのかどうか、またはそれが豪族の官僚、貴族となるのを排除していたのかどうか、といつた面から論ずる立場」（＝宇都宮・川勝・宮崎）のいずれをとるかという選択において、越智は「後者」、すなわち宇都宮・川勝・宮崎の立場への支持を表明したのである。そして越智は、

……後漢（極末）三国初の士大夫の基本的性格は経国の学問、識見をもつことであり、その政治に対する反応は党錮の禍におけるにその経国の学問、識見を顕わす場を要求する。つまり士大夫が政権に結合するのは不可避的本質的なのである。

ともいい、政権に参与した清流士大夫と魏晋貴族の類似性や等質性を指摘しており、また、

魏初、九品官人法が設けられた際その官僚としての資格（＝郷品）は各郡単位の郷論（＝郷党の輿論）によつた。もと〳〵豪族の主領（以下、「豪族」という）階層の輿論と士大夫層の輿論とは一応別であつたが、九品官人法の運営からその郷論は実質的に「豪族」層の輿論と化した。しかし形式上は士大夫の輿論つまり経国に連なる輿論であるべきであつた。つまりその輿論は士大夫の輿論を外皮とした「豪族」の輿論ともいうべきものであつた。こうした郷論（＝郷党の輿論）は偽り多いものであつて、例えば軽財好施は文字通りの郷論では仁とされるが、郷論で「望」となろうとするものは、往々窮賤者の救邺とは無関係に彼が軽財好施者であるという輿論を捏造しているのである。かくて官界から単家出身の（貧乏な）士大夫は次第に排斥され、一旦、官僚＝「豪族」＝士大夫という様態が成立する。この様態にあつては自ら官

僚の属性として血の優越性が現われてくる。

といい、九品官人法をベースとした「豪族」の「輿論」（＝郷論）と士大夫の結びつきの存在を指摘しているが、後漢官僚との関係という点では宇都宮「岡崎文夫博士著『南北朝に於ける社会経済制度』を読む」を支持しながらも、「大地主の血族団」（宇都宮）たる豪族が「郷論」の操作によって士大夫になっていったといい、魏晋的士大夫（貴族）の淵源を豪族に求めている。そして魏晋のみならず、東晋南朝をあわせた貴族制の変遷については、次のように主張した。

……ところで州大中正の制ができると、選挙にあたり郷村にとくに強大な「力」をもつ階層とそれ以下の階層とを区別し、前者は州大中正が通常郷品二品を与え、後者は郡中正が通常郷品三品以下を与えることになつた。この際注目すべきは郷論が州大中正の設置にともなつて分裂し、郡中正のとる郷論は旧来通りであつたが州大中正のとる郷論（州論ともいうべきもの）はその州出身の僅かな高級官僚集団の意見となつた（少なくともそれが「州論」とされた）ことである。慣習的に郷品二品をえるような家格の人々は、かつて郷村にある同姓豪族の主領的性格をもちそれを郷品に反映させていたが、こうした大勢下に次第にそれを喪失してくることになつた。元来官僚となることはその家がある程度不可避的に在地土豪的性格を喪失することを意味するが、ここに至つてその寄生官僚化は一段と促進されたとすべきであろう。つぎに、郷党側が必らずしもかれらを必要としなくなつたという点であるが、西晋時代中央官界にあつて「州論」にささえられた貴族がつとに郷党を顧みなくなつたことは史料にも明らかである。しかしそのことは必らずしもかつての郷党が彼らを無用としたということではない。寄生官僚化は貴族、郷党両者がともに依存関係を薄めたところに始めて成立する。郷党側が貴族に依存する際それは官職の斡旋依頼と一旦緩急あつた際かれらが郷村の治安維持に示す主動力期待とにある。ところが家格の固定化につれて郷村にある族人が貴族たる族人にたよつて高官職につく可能性が減少し、そうした意味で郷党側が貴族に依存できなくなり、かつかれらが純然たる文官化したため郷村の治安維持の能力も喪失しそうした意味でも亦郷党側が貴族に依存できなくなつてくる。こうした大勢が決定的となるのは東晋時代であるが、そこに文字通りの貴族の寄生官僚化が生ずるわけである。

越智はここにおいて貴族が郷党から徐々に遊離していく過程を描写するとともに、その延長としての（貴族の寄生官僚化が生じた）東晋貴族制の歴史的位置づけを明確化したのである。越智は梁・内藤・岡崎の研究について、本稿のような整理を行っていないが、はからずもここで初めて「貴族」という語の研究史における定義の二重性――内藤のいう郷党と結びつく「貴族」と岡崎のいう士庶区別における上流階層としての「貴族」――の整合が試みられることとなった。

この時期における越智の研究の特色は、「郷論」（郷党）と貴族の関係への着目である。前述の通り、既に越智は「宋斉時代における皇帝と士大夫」において魏晋の士大夫の「内部機能（＝自己保存の機能）」として「郷論」・「清議」があったと主張しており、また「魏西晋貴族制論」において郷品・「郷論」と士大夫の関係が指摘されていたが、これと密接に関係する九品官人法・中正制の研究も行っている。「九品官人法の制定について」（『東洋学報』第四六巻第二号、一九六四年）は、後漢時代には選挙を通じて私的結合関係が生じ、皇帝の支配力の浸透を妨げていたが、曹操はこの「弊害」を巧みに利用して後漢の皇帝の支配力を崩す一方で、その後を継いだ曹丕の受禅が迫ってくる

と、選挙制度の「弊害」を除去する必要が生じ、こうした事情から九品官人法が制定されたとする。中正制度、特に州大中正に関しては、その後「魏晋時代の州大中正の制」（『東洋史学』第二六号、一九六四年）において論じられることとなり、「東晋時代以後上級士人層とくにその中核をなす北人上級士人層は、南土において寄生官僚化しながらも官人として活躍できたのは周知の通りである。本貫の族人、郷党と全く無関係になったにもかかわらず、彼らが官人としての生命を保ちえたのは、主として州大中正の運営による」と主張した。さらに越智は「清議と郷論」（『東洋学報』第四八巻第一号、一九六五年）を発表する。ここにおいて越智は「清議」を「士人間の人物・『人事』に関する清く正しい議論」でありかつ「それから展開した（士人間の清く正しい議論に基く）官僚たる士人の正当な処罰」と、「郷論」を「本来郷党における『輿論』とくにそのなかの士人間の人物・『人事』に関する『輿論』」とそれぞれ定義し、このうちの「郷論」に関しては「のち郷党における士人間の（その地域出身の）官僚たる士人の処罰をめぐる正当な『輿論』といつた意味が生じた」とした上で、晋・南朝における「清議」・「郷論」の実態解明を試みた。そして越智は、

州大中正の制出現前の九品の制にあつては、郡中正の採つている郷党の「輿論」というものがとにもかくにも郷土におけるものであつたが、州大中正の制下、州大中正の採つている郷党の「輿論」というものが、州大中正自らが捏造して郷党の「輿論」としたもの、あるいはその州出身の代表的上級士人層の意見を大きくとり入れたものであり、かつともに上級士人層に都合のよい・郷土における郷党の「輿論」と遊離したものとなつているとされよう。

といい、あらためて曹魏時代における州大中正の制の開始が郷党の「輿論」から上級士人層が遊離したことを指摘し、さらに皇帝と「郷論」の関係については、まず晋時代のこととして、

晋時代皇帝たる司馬氏は、皇帝の士人層支配が礼を紐帯とすることと、（州大中正の制下、）「清議」、「郷論」、郷論が上級士人層の利害を中心として運営されることを前提として、上級士人層に対しその外形的支配をより強力なものとするために、士人層の礼をめぐる自律的機能の維持を彼らにまかせるという形で彼らへの信頼感を示し、それを国政運営の一環とするまでに高めていつた。それが晋時代「清議」、「郷論」の生じた背景である、とされよう。

として、「郷論」の自律性と、皇帝との一体性を強調した。ところが南朝の「清議」・「郷論」に関しては、皇帝が「清議」・「郷論」を洗除するという詔を出したことを踏まえ、

皇帝が「清議」・「郷論」を洗除するということは、本来「清議」、「郷論」が一般的な皇帝の大権行為に属していたものであるとすれば別に問題とはならない。しかし「清議」、「郷論」は本来（皇帝が天人の望みに従うべきであるという六朝的な政治理念のもとに）郷論に基づいて決定されるという形態をとる。それだけにその洗除は（近代的な）皇帝の大権行為という観点からだけでは理解しがたい面をもつている。つまり、皇帝がそれをうち出したということは、皇帝が郷論という形で現わされる上級士人層の政治的動向をそのまま認め、それを自己の政権強化に役立たせようとする旧来の行きかたを改変して、郷論ひいては上級士人層の政治的動向に対し自らの優位を宣言したものとすべきであるが、そのことは同時に、皇帝が旧来同様上級士人層を政治的支配者層に措定するにしても、それに（政治的支配者としての「一体」感をもつという

よりもむしろ）絶対者としての距離感をもつて対応しようとしたのを物語るとすべきである。陳時代皇帝が詔によつて「清議」、「郷論」を決定したことは、右の大勢を一段と進めたとすべきである。この際、「清議」、「郷論」の主対象となるものが上級士人層となつたということは、右の見解を強化しこそすれ何らそれを否定するものではない。

と述べている。つまり越智は、南朝においては、「清議」・「郷論」が皇帝権力によって決定されたとするのである。越智の見解によれば、「郷論」は曹魏時代には郷党からの「輿論」としての実体を有し、九品中正制度の基礎として確かに存在していたが、州大中正の設立とともに捏造されるようになって郷党から遊離し、南朝になると皇帝がそれを規定するに至った、ということになる。

これらと並行して越智は門生故吏問題にも取り組んでいる。「晋南朝の故吏」（『東洋史学』第一七号、一九五七年）では、西晋から南朝にかけて、故吏の語の指す内容と相応ずるように、その歴史的役割は次第に減少していったと主張した。「再び晋南朝の故吏について」（『東洋史学』第二一号、一九五九年）、「再び晋南朝の故吏について（続）――貴族制に関連して――」（『東洋史学』第二二号、一九六〇年）を発表した。ここで越智は、藤川正数「魏晋時代の喪服礼説に関する一考察」（『日本中国学会報』第八集、一九五六年）によりつつ、主として晋南朝の服喪制度に着目して考察を継続したが、やはり私情としての旧君と故吏との関係は、「王法の運営を内面的に支えるものとして措定されながらも現実にはいよいよ無力化する形となる」と結論づけた。また「南朝の門生」（『社会経済史学』第二八巻第四号、一九六三年）で越智は門生を扱ったが、やはりここでも「官人たるべき手段として門生となることが無意味に近くなつたとすべきであろう」と主張している。この時期には川勝が前掲「魏晋南朝の門生故吏」を発表しているが、この通り門生故吏に関する越智の主張は川勝の立場とは真正面から対立している。越智はとりわけ南朝における皇帝と貴族の関係については「郷論」の有名無実化を指摘することで前者が後者を圧倒していくという過程を強調しているため、門生故吏関係に関する一連の研究はそれを補強するものでもあった。「州大中正の制に関する諸問題」（『史淵』第九四号、一九六五年）では、曹魏中期の州大中正の制の出現時にその一環として郷品の制が出現して家格の固定化という現象を招来したが、甲族層・次門層・後門層などと階層化された南朝の社会において最下層の良民である三五門層（のうちの一部富裕なもの）が正規の方式あるいはその存在を前提とする偽りの方法で官界に品官として進出することで州大中正の旧来の権限が縮小していったことを指摘している。州大中正の制は貴族の自律性を確保しつつその基盤として機能したが、東晋・南朝では次第に無効化していったことになり、さきの諸研究とあわせて考えるならば、これも貴族の弱体化と皇帝権力の相対的強化を示す傍証の一つとして位置づけることができる。

一九六〇年代半ばまでの越智の主要な研究は以上の通りである。越智の研究の特徴は、魏晋南朝の貴族制について、郷論による貴族への支持という関係を是認しつつ（内藤説に近い）、それが次第に無力化し、やがて貴族に対する皇帝の優位が確立されていくという点を指摘したことにあり（こちらは岡崎の主張と類似する）、そしてそれによって、前章で述べた内藤のいう「貴族」と岡崎のいう「貴族」の矛盾に対する解決案がここでようやく提示されたのである。もっとも越智にそうした問題関心が明確にあったわけではなかろうが、本稿の研究史整理において越智の業績は極めて高い意義を有するのである。

四　矢野主税の研究

この時期に活躍していた論者としては他に矢野主税がいる。矢野は元来、唐代後半期の藩鎮などを研究対象としていたが[24]、やがて魏晋南朝貴族制論争に参加し、特に京都学派と論戦を展開していくこととなる。

初期の矢野の代表的成果としては、まず「門閥貴族の系譜試論」（『古代学』第七巻第一号、一九五八年）があげられる。これは前漢における官僚身分固定化の傾向を明らかにし、またそれを後漢豪族政治の萌芽と見なした江幡真一郎「西漢の官僚階級――官吏の登用法と、官吏の出自について――」（『東洋史研究』第一一巻第五・六号、一九五二年）の内容に基づき、後漢の累世官僚と、曹魏・西晋の官僚社会の実態解明を試みたものである。ここにおける矢野の主張に関しては、結論部分にその要点がまとめられているので引用しておく。

後漢の一流官僚は、多くは後漢末に於いて断絶し、後の西晋門閥貴族を形成した家は、後漢末、三国頃に興つたものが多く、その意味に於いて後漢官僚社会と後の貴族門閥社会には一種の断層があり、門閥貴族社会は一応三国時代に発するといえよう。けれども、後漢官僚も曹魏官僚も豪族の如き地方社会に於ける社会的、経済的自立勢力ではなく、同様に中央に寄生する官僚であるという意味に於いて、両者の間には何等資格の変化はない。その意味に於いては、王朝は変り、その構成員に変化があつたとしても、官僚そのものの性格に変りはなかつたのであり、門閥貴族の性格は後漢官僚に連続するものであるといわねばならぬ。

この論文は川勝「シナ中世貴族政治の成立について」との議論の形をとっており、後漢の累世官僚と曹魏以降の門閥貴族との血統上の断絶を認めるものの、両者がともに本質的に寄生官僚であったことを強調し、それに基づいて「門閥貴族の性格は後漢官僚に連続するものである」と主張したのである。両者の血統上の系譜は基本的に断絶していたとするものの、ともに「中央に寄生する官僚」であったという本質上の系譜に関してはその連続性を認めるというのが矢野の説――貴族即寄生官僚論である。既に越智が東晋・南朝の貴族についてこれを「寄生官僚」と呼んでいたが、矢野は三国・西晋のそれについても同じ指摘を行ったのである。これに関連する矢野の研究としては他に「後漢魏晋交替史序説」（『長大史学』第七輯、一九六三年）がある。ここで矢野は、後漢末における「漢臣」の動向を分析し、その多くが曹操に非協力的であり、また後漢の滅亡とともに没落したことを指摘した。これも「門閥貴族の系譜試論」の内容の補強に用いている。

このとき矢野は個別の貴族の家系に関する研究も進めている。「張氏研究稿――張良家の歴史――」（『社会科学論叢』第五号、一九五五年）は、前漢建国の功臣である張良の一族の歴史を扱ったものであるが、魏晋南北朝時代における張氏を范陽張氏・呉郡張氏・清河張氏に、唐代における張氏を正統張氏・傍系張氏にそれぞれ区分して、各系統の張氏人物の事跡を詳細に分析した。また「鄭氏研究」（『社会科学論叢』第八号、一九五八年）・「鄭氏研究（二）」（『社会科学論叢』第九号、一九五九年）・「鄭氏研究（三）」（『社会科学論叢』第一〇号、一九六〇年）では滎陽鄭氏を、「韋氏研究」（『社会科学論叢』第一一号、一九六一年）・「韋氏研究（二）」（『社会科学論叢』第一一号〔臨時増刊号〕、一九六二年）では京兆韋氏を、「唐初の貴族政治について」（『東方学』第九輯、一九五四年）・「裴氏研究」（『社会科学論叢』第一四号、一九六五年）では河東裴氏をそれぞれ扱った[25]。これらに基づき矢野「六朝門閥の社会的・政治的考察」の第一篇「門閥社会の成立と崩壊」（『長大史学』第六輯、一九六一年）では、寄生官僚制としての門閥貴族社会は西晋時代に成立

したとし、また後漢時代に豪族の官僚化とともに家伝・氏譜が編纂されたことに注目し、「豪族の官僚化と共に成立した家伝は、その一族の官僚層の厚くなると共に氏譜を成立せしめ、更に官僚家に於ける門流の独立化は、個人名を冠した家伝を成立せしめるに至った」と主張した。加えて当時の累世官僚は貧困の者が多かったことや、魏晋時代には同族の分派が発生しながらも一族の結束を保とうとする複合官僚家が成立したが、西晋以降は分派が進み単一官僚家となったことを指摘した。

さらに矢野は「魏晋中正制についての一考察」（『史学研究』第八二号、一九六一年）を発表し、中正制の研究にも取り組んだ。ここにおいて矢野は、「中正制は魏朝において実施されなかったわけではないにしても、それが政治的、社会的に大きな影響を与える如きものではなかった」、「魏朝中正についての記述が非常に少いということ自身、少くとも司馬氏によって実権が掌握され、中正制が変質される以前の魏朝においては、選挙制上中正の活動をそれほど重視しなかったことを示す」とし、州大中正に関しては、「州大中正が司馬氏によって加置されたというよりも、寧ろ魏朝の、『諸府公卿、及台省郎吏』というものを、上、下に分割して、諸府公卿が州大中正、台省郎吏が郡国中正となされた」、「（司馬氏は：田中注）元来ばらばらの個々の中正を、州大中正を設けることによって立体的に組み替え、州大中正をして州内の郡国中正をして統制せしめ、更にそれを司徒府によって統制する（『晋書』巻四七傅咸伝参照）という体制を作りあげ、州大中正には国家の元勲的人物、或は地方名門を宛て、多くは専補し、卑官品者の兼任或は若手専補の郡国中正に臨ましめた」という。また「魏晋中正制の性格についての一考察――郷品と起家官品の対応を手掛りとして――」（『史学雑誌』第七二編第二号、一九六三年）では、漢魏交代期に郷品と官品とが同時に成立したとする宮崎説に対し、あくまで陳群の「制九品官人之法」とは、官品のみが成立したことを指し、また「中正制とは、従来の選挙の諸制度を統制したり、これらと並立したりする如きものではなく、単に地方の人士に、官吏に任用される場合の任用可能官品の為の人物調査をなすものであつたといえよう」と主張した。そして「六朝門閥の社会的・政治的考察」の第二篇「魏晋南朝の中正制と門閥社会」（『長大史学』第八輯、一九六四年）では、後漢・曹魏交替期に曹魏全官僚の人物調査を目的として制定された中正制は、曹魏初期においてさほど重要なものではなかったが、司馬懿が州大中正を設置して司徒府に直結させたことにより上意下達の機関と化し、東晋時代には高官権勢によって占められたが、郷品決定機関としてはこのときより無意味化し、南朝時代には形式的に決品するに過ぎなくなったとする。この時期の矢野は中正制の機能や役割に関しては概して低く評価している。

矢野はこれと同時に江南における南人・北人の関係についても言及している。まずこれに関しては前掲岡崎「南朝貴族制の起源、並びに其成立に到りし迄の経過に就ての若干の考察」が既に南人・北人の不通婚が南朝貴族制を作り上げる要因であったことを指摘しており、また守屋美都雄「南人と北人」（『東亜論叢』第六輯、一九四八年、同氏著『中国古代の家族と国家』、東洋史研究会、一九六八年、四一六～四六〇頁）においても江南における華北出身の貴族と江南土着の豪族の関係について触れられており、さらには前掲越智「南朝の貴族と豪族」でも、江南社会において南人・北人が対立関係にあったことが指摘されている。矢野はこれらをうけて「南人北人対立問題の一考察」（『長大史学』第一輯、一九五八年）を発表した。矢野は特に西晋・東晋の江南社会における南人・北人の関係について検討しており、その結論部分にお

いて矢野は次のように主張する。

……東晋時代の南北人士の対立感情は、既に西晋時代に見えるところであり、それは結局三国時代の対立に基づくものであるに相違ない。このような対立感情は既にあつたればこそ、東晋初頭に於ける南北対立の様相が、元帝・王導の江東名族への政治的配慮にも拘らず、表面化すること屢々であつたと思われる。そして、このような対立が西晋時代のものであるということは、西晋官僚社会に於ける、北人優越主義の確立を示すものであり、それこそ後世の王倹が以て盛政の世とした所以であろう。

つまり矢野は、東晋初期に見られた南北人対立は三国・西晋時代既にあったものの延長であったととらえているのであるが、続いて次のようにも述べている。

若し前述の論者の如く、南北人士の政治的対立が門閥貴族制成立の第一原因であるとすれば、以上の論証の結果として、「西晋時代こそ門閥貴族社会政立の時期であり、西晋門閥貴族社会と東晋門閥貴族社会との間には、その間の政治的大変動にも拘らず、本質的な相違はなかつた」との結論を導き出すことができるであろう。

東晋における南人・北人の対立は、土着の南人と後に華北から来たった北人の対立ととらえるのではなく、統一政権としてあった西晋時代に形成されたものの延長に過ぎず、そこに南人・北人それぞれの地域的な基盤や背景は原因として存在しなかったというのが矢野の主張である。そして「東晋初頭政権の性格の一考察」（『社会科学論叢』第一四号、一九六五年）では、主として東晋初代皇帝である元帝の時代（位三一七～三二二）における政権メンバーの構成やそれぞれの動向を整理し、「南北的な対立感を超えて、東晋政権に対する忠誠によって批判する態度、名望を名望として官階的秩序を重視する態度、更には人間的信頼を寄せる態度、こういうものが南、北人相互間に見られたのであった」と主張する。矢野のここにおけるスタンスは、南北人の対立関係を極力否定しようとするものである。

さらに矢野は、『門閥社会史』（長崎大学史学会、一九六五年）を刊行している。これは前掲の「後漢曹魏交替史序説」・「六朝門閥の社会的・政治的考察」の他、書き下ろしの「吏部尚書と門閥社会との関係について」及び「魏晋南朝における吏部権限の変遷の一考察――領選と参選を手掛りとして――」を収録している（「六朝門閥の社会的・政治的考察」は「門閥社会の社会的、政治的考察」に改題・収録されている）。まず「吏部尚書と門閥社会との関係について」は魏晋南朝における吏部尚書就任者の出自や家格に着目したものであるが、その結論部分を要旨としてあげておこう。

……さて以上の如く見てくれば、魏晋という門閥社会生成期の吏部尚書が、その時代の新興官僚家からでて、王朝の成長と一体的な立場にあつたと理解できるのに対して、東晋では中央有力官僚家の出身者で、門閥という特定階層からでた吏部尚書は、その意味において一種の対朝権的立場にあつたと考えられる。然るに宋代以降では、門閥の既得権は形式的には尊重されながら、実は吏部尚書は天子の権力に抑圧されて、その手足となる如き立場にあったと思われ、それは基本的には斉以降においても変化はなかつたと考えられる。若し、吏部尚書の地位の変化を門閥社会の消長として考えうるとすれば、宋朝以降の天子権力は、門閥を越えるものとなりつつあつたといわねばなるまい。

矢野は吏部尚書の出自や権限行使の実態を通観した上で、それは曹魏・西晋では新興官僚家から出て王朝と一体的であり、東晋では門閥

という特定階層から出、さらに「対朝権的立場」をとっていたが、劉宋以降は皇帝権力に抑圧されていたと主張している。また「魏晋南朝における吏部権限の変遷の一考察」は、主として吏部の権限について論じたものである。ここにおいて矢野は、曹魏・西晋においては全ての任用・昇進が吏部尚書によって担われたが、東晋に入り吏部尚書の権限は黄門郎以下に制限されるようになり、劉宋以降では録尚書事の任命が減少し、吏部尚書の権限がさらに縮小され、その権限は皇帝と個人的な関係を有する参選者によって圧迫されつつあったと主張した。

五　谷川道雄の整理

ここまで、おおむね一九六六年までの貴族制及び九品官人法に関連する研究の概要を説明してきたが、終戦よりこの年に至るまでの研究史の整理が、谷川道雄「六朝貴族制社会の史的性格と律令体制への展開」（『社会経済史学』第三一巻第一～五号、一九六六年、同氏著『中国中世と共同体』、国書刊行会、一九七六年、一四七～一七三頁）によって行われた。ここでは谷川が諸研究をどのように整理していったかを見ていきたい。

例えば前掲の越智「魏西晋貴族制論」は、それに先立つ研究史の整理を行いつつ、越智自身の貴族制観を提示するという内容・構成であったが、谷川はまず、さきにも紹介した越智の「中国史の流れにおける魏晋南北朝の時代的特徴を貴族制という概念で示そうとする際……『程度』の問題になるのである」という主張について次のように述べている。

これによれば、貴族制とは支配層の世襲性の「程度」の問題に過ぎず、したがつて何も六朝に限つたことではないというのであるが、この意見をおしつめると、六朝社会といつても貴族制に関する限り何ら特別な質をそなえた社会ではないということになる。しかしこれは内藤・宮崎・宇都宮といつた人びとの六朝観とは根本的な相違を示すものである。なぜなら、これらの人びとの「『文化史』的立場から見た時代区分論」（越智氏）によれば、六朝時代とは、秦漢あるいは宋元時代がそうであるように、一個のユニークな時代なのであり、その独自性を最もよく表現するものが貴族制だからである。越智氏が六朝貴族制研究の動向を述べるに当つて、まず氏自身の解釈を前提とし、それによつて右の人びとを含む諸家の説を紹介しているのは、いささか不用意ではないかと思われる。しかしここでの問題は、そのことを詮議立てすることではない。むしろ氏が無意識に犯したとおもわれるこの不用意さのなかに、研究上の重要課題がかくされているのではないかとおもうのである。氏はさきの文節につづけていう。「こうした（世襲制の――筆者）『程度』の具体相についてであるが、宮崎市定氏がその著『九品官人法の研究』において、家格の上下によつて（郷品に基づく――越智氏）子弟の起家に高低のあるのを貴族制とする、とされたのは最も注目すべきである。貴族制はこうした『程度』の具体相を中心にしていろいろな付帯的事象をもつ。それらの研究が相まつて、中国史の流れにおいて魏晋南北朝を貴族制とする理解がどのように深化されるかを自ら決定するであろう」。「九品官人法の研究」が郷品と官品の相関々係を解明した劃期的な業績であることは越智氏の所論の如くであるが、しかしそのことは、果して世襲制の「程度」の具体相を示したものとして理解さるべきものなのであろうか。この疑問に対する筆者の見解は次節に述べるが、要するに、研究者の諸見解中、一見一致して

いるようであるが原則において根本的な相違点を含んでいることがありうる。しかもこの相違点は研究の進行上往々にして見のがされがちである。本稿ではこのことを貴族制理解の問題に即して考え、そこから六朝社会経済史の当面する課題を導き出してみたいとおもう。

越智の「中国史の流れにおける魏晋南北朝の時代的特徴を貴族制という概念で示そうとする際……『程度』の問題になるのである」という理解に対して、谷川はそれが宮崎『九品官人法の研究』を踏まえている点を評価しつつも、「果して世襲制の『程度』の具体相を示したものとして理解さるべきものなのであろうか」との疑問を提起する。そして谷川は、宮崎市定『九品官人法の研究』及びそれに対する書評に触れつつ、次のように主張する。

……わたくしの感想では、官品が郷品によつて決定されるという事実は、貴族の身分・地位がいくら王朝権力によつて附与されているかに見えても、本源的にはその郷党社会における地位、権威によつて決定されるものであり、王朝はそれの承認機関――尤もこの承認は大きな役割を占めるのであるが――にすぎないことを示すものと解されるのである。端的にいえば、貴族を貴族たらしめるものは、本源的には王朝内部にはなくて、その外側にあるわけである。そしてその承認手続こそが、つまりは九品官人法であつたとみることもできるのである。（傍点谷川）

ここにおける谷川の主張が、直接的には宮崎の九品官人法研究の内容に基づくものであったにせよ、内藤の「貴族」観からも啓発されていることはいうまでもないであろう。こうした「貴族」観は戦後におけるいわゆる京都学派に共通するものと見て差し支えない。この上で、谷川は問題を次のように集約する。

この点をもう少し解析してみると、当時の支配層が国家権力の存在によつて始めて成立し得ているという意味で官僚的であるのか、それとも、支配層は国家権力の存在を前提とせずそれ自身として支配層であるがただその存在形態においてすぐれて官僚的性格を帯びるのかという問題に帰着する。（傍点谷川）

すなわち、爾後も継続するこのテーマの研究において導かれる解答は、この二点のうちいずれかである、というのが谷川の主張である。しかし、こうした谷川の整理には問題がある。

谷川は「魏西晋貴族制論」などの越智の貴族制研究についても触れており、東晋・南朝における貴族の寄生官僚化を指摘した越智の説も紹介しているのであるが、一方で越智が曹魏・西晋貴族制の形成過程について京都学派の観点や手法を一部是認しており、また郷党からの郷論の遊離を指摘していることは、ここでは全く触れられておらず、特に曹魏・西晋の貴族に関しては、皇帝との関係という文脈の研究成果としてしか越智の研究は紹介されていない。谷川の整理においては、「当時の支配層が国家権力の存在によつて始めて成立し得ているという意味で官僚的であるのか」（＝矢野）と「支配層は国家権力の存在を前提とせずそれ自身として支配層であるがただその存在形態においてすぐれて官僚的性格を帯びるのか」（＝内藤・川勝ら）という区分がなされているが、ここにおいて越智の研究は、前者に区分されているという印象が禁じえない。つまり越智の研究の内容や意義が正しく理解されていないのであり、谷川にとっては、越智もまた矢野と同様の貴族即寄生官僚論の論者ということになるのであろう。したがって前述の二元的な問題提起が行われてしまうのである。

越智の研究に対する谷川のこうした誤解には次のような背景がある。谷川は内藤・宇都宮の中世＝貴族の時代という理解を継承してお

り、越智の「中国史の流れにおける魏晋南北朝の時代的特徴を貴族制という概念で示そうとする際……『程度』の問題になるのである」という理解に対する批判のスタンスをとるのであるが、それゆえに越智が内藤・宇都宮と同じく京都学派に属する川勝らを支持している部分が見えなくなっており、また「寄生官僚」というタームに引きずられるあまりに、矢野と越智とを同一の立場に置いてしまっているのであり、研究史整理にあたって設定した二項対立的な党派性に谷川自身が過度に束縛された結果としてこのようなことが起こってしまったのである。

谷川のこの論文は貴族制研究史において論点を集約したという意味で大きな意義があるのは間違いないが、ここまでに述べたように、越智の研究の意義が正当に評価されていないという欠陥があったのである。

（下編に続く）

注

（1）本稿の整理にあたっては以下の諸文献を参照している。岩重日出丸「魏晋南北朝時代の貴族制研究をめぐって」（『史叢』第二三号、一九七九年）、葭森健介「中国史における貴族制研究に関する覚書」（『名古屋大学東洋史研究報告』第七号、一九八一年）、都築晶子「六朝貴族研究の現況――豪族・貴族・国家――」（前掲『名古屋大学東洋史研究報告』第七号）、中村圭爾「六朝貴族制研究に関する若干の問題」（同氏著『六朝貴族制研究』、風間書房、一九八七年、一～四三頁）、「六朝貴族制論」（谷川道雄編著『戦後日本の中国史論争』、河合文化教育研究所、一九九三年、六九～一一四頁、中村圭爾『六朝政治社会史研究』、汲古書院、二〇一三年、四八七～五三一頁）、川合安「九品官人法創設の背景について」（『古代文化』第四七巻第六号、一九九五年）、奥崎裕司『中国史から世界史へ 谷川道雄論』（汲古書院、一九九九年）、川合安「六朝隋唐の『貴族政治』」（『北大史学』第三九号、一九九九年、同氏著『南朝貴族制研究』、汲古書院、二〇一五年、一一～三五頁）、「日本の六朝貴族制研究」（『史朋』第四〇号、二〇〇七年、前掲『南朝貴族制研究』三七～六〇頁）、渡邉義浩『三国志研究入門』（日外アソシエーツ株式会社、二〇〇七年）、福原啓郎「日本における六朝貴族制論の展開について」（『京都外国語大学研究論叢』第七七号、二〇一一年）、落合悠紀「貴族制社会形成過程をめぐる研究の現状と課題」（『第2回〝中国中世（中古）社会諸形態〟国際大学院生若手研究者学術交流論壇』論文集』、明治大学文学部・北京師範大学歴史学院・台湾大学歴史系、二〇一三年、三～一二頁）、山内敏輝「封建制国家と貴族制研究の新視角――封爵制と食封制をめぐって――」（『東洋史苑』第八八号、二〇一六年）、李済滄「六朝貴族的自律性問題――以九品官人法官品、官職的対応関係為中心」（『文史哲』二〇一六年第四期）、『東晋貴族政治史論』（江蘇人民出版社、二〇一六年）、「六朝貴族研究における郷品と家格――学説史的検討を中心に――」（『中国――社会と文化』第三三号、二〇一八年）。なお、貴族制研究史のうち、政治における皇帝と貴族の関係についての研究史整理は、拙著『西晋時代の都城と政治』（朋友書店、二〇一七年）の緒言にて簡単に行っているので、あわせて参照されたい。また本稿において研究を引用する場合、書籍は頁数を付し、論文は特にそれを付さないことをお断りしておく。

（2）『日知録』巻一三 流品「晋・宋以来、尤重流品、故雖蕞爾一方、而猶能立国」、『陔餘叢考』巻一七 六朝重氏族「六朝最重氏族。蓋自魏以来、九品中正之法行、選挙多用世族、下品無高門、上品無寒士、当其入仕之始、高下已分」。

（3）『新民叢報』八号（一九〇二年）、九号（一九〇二年）、一七号（一九〇二年）、四九号（一九〇四年）。

（4）藤井隆「政体論から『開明専制論』を読む」（『修道法学』第三四巻第二号、二〇一二年）、閻歩克「政体類型学視角中的〝中国専制主義〟問題」（『北京大学学報〔哲学社会科学版〕』第四九巻第六期、二〇一二年）等参照。「著者 田余慶氏紹介」（田余慶著、田中一輝・王鏗訳『北魏道武帝の憂鬱――皇后・外戚・部族』、京都大学学術出版会、二〇一八年、一～一六頁）

（5）李済滄「六朝貴族的自律性問題」（前掲）参照。

（6）引用者による現代日本語訳である。以下特に断りのない場合は同様に日本語訳を掲載する。

（7）谷川道雄「中国史の時代区分問題をめぐって――現時点からの省察――」（『史林』第六八巻第六号、一九八五年、同氏著『中世中国の探求 歴史と人間』、日本エディタースクール出版部、一九八七年、一九七～二一〇頁）、J・A・フォーゲル著、井上裕正訳『内藤湖南 ポリティックスとシノロ

ジー』（平凡社、一九八九年、一七四～二二〇頁）、福原啓郎「日本における六朝貴族制論の展開について」（前掲）参照。

（8）拙著『西晋時代の都城と政治』（前掲）参照。

（9）増淵龍夫『歴史家の同時代的考察について』（岩波書店、一九八三年）七二～七三頁参照。

（10）川合安「六朝隋唐の『貴族政治』」（前掲）参照。

（11）濱口重国「隋唐時代」（和田清編著『支那官制発達史――特に中央集権と地方分権との消長を中心として――』上、中華民国法制研究会、一九四二年、一二三～一六三頁）は、「この門下省の有せる特殊の権限に就いては、唐の政治形態は君主専制ではなく、南北朝時代に同じく天子と門閥貴族との合議による貴族政治であり、其れが官制に反映して門下省が天子の意志に対する賛否の表示権を有したのであつて、謂はば門下省は貴族の意志の代表機関であつたと云ふ説がある。さて門下省が斯の如き権限を附与された由来は、正しく前代に於いて貴族が政権を壟断して著しく君権を圧迫した事実の中に求む可きである。然し乍ら前代と雖も、門下省がさうした権限を事実上振り回して君主権の自由なる発動を阻害してゐたのは、主として東晋南朝のことであつて、似た様な制度を取つてゐた北朝では其れ程甚だしくはなかつた。況んや隋唐時代になつては形式の上ではさうした点を残してゐても、事実は寧ろ詔勅の発布と諸有司の奏請を上聞に達するに際して、慎重の上にも慎重を期し万一の欠を補はんとする程度に止まつたと見做す可きで、門下省が天子に対する貴族の意志の代表機関であつたとか、天子と貴族の合議政治であつたと云ふ様な事は毛頭ないのである」と述べる。渡辺信一郎『天空の玉座 中国古代帝国の朝政と儀礼』（柏書房、一九九六年）は、「漢代以来、皇帝の意志決定にかかわる会議にはすべて駁議が認められていた。唐代も例外ではなく、多くの事例がある。門下省の封駁もその一環にすぎないのである。これだけをとりだして、重大な任務をおわせるのは不当である。三省のみならず、諸官司の上層部には貴族が就任するのであって、そもそも門下省にだけ貴族が牙城として独占的に就任するわけではない」と主張する（四九頁）。この問題については川合安「六朝隋唐の『貴族政治』」（前掲）を参照されたい。

（12）もっとも郷官に関しては戦前の研究として濱口重国「所謂、隋の郷官廃止に就いて」（和田清編『加藤博士還暦記念東洋史集説』、冨山房、一九四一年、六三七～六六二頁、濱口重国『秦漢隋唐史の研究』、東京大学出版会、一九六六年、下巻七七〇～七八六頁）があり、隋の文帝により廃止された郷官とは郷正・里長などの郷党の吏職ではなく、典籤以下の州系統の官（州官）を指し、既に将軍府の府僚（府官）に実権を奪われ、やがて「郷官」と呼ばれるようになったのであり、隋の文帝による郷官の廃止とは、実は州官の廃止を意味すると主張した。すなわち濱口の理解においては、郷官の廃止とは冗官整理の一環に過ぎないことになるのであるが、しかしながらその濱口も、郷官廃止の挙が、唐以降における胥吏の誕生を促したと解釈しており、この点は内藤と共通する。

（13）川合安著・柴棟訳「岡崎文夫的南朝貴族制理論」（『中国中古史集刊』第五輯、二〇一八年）は岡崎が初めて「貴族制」の語を使用したとする。

（14）『梁書』巻二一 武帝紀中 天監五年正月条「五年春正月丁卯朔、詔曰『在昔周・漢、取士方国。頃代凋訛、幽仄罕被、人孤地絶、用隔聴覧、士操淪胥、因茲靡勧。豈其岳浣縦霊、偏有厚薄、寔由知与不知・用与不用耳。朕以菲徳、君此兆民、而兼明広照、屈於堂戸、飛耳長目、不及四方、永言愧懐、無忘旦夕。凡諸郡国旧族邦内無在朝位者、選官搜括、使郡有一人』」。

（15）『宋書』巻六五 杜驥伝「晩渡北人、朝廷常以傖荒遇之、雖復人才可施、毎為清塗所隔、坦以此慨然。嘗与太祖言及史籍、上曰、『金日磾忠孝淳深、漢朝莫及、恨今世無復如此輩人』。坦曰、『日磾之美、誠如聖詔。仮使生乎今世、養馬不暇、豈辦見知』。上変色曰、『卿何量朝廷之薄也』。坦曰、『請以臣言之。臣本中華高族、亡曾祖晋氏喪乱、播遷涼土、世葉相承、不殞其旧。直以南度不早、便以荒傖賜隔……』」。

（16）『宋書』巻九四 恩倖伝序「逮于二漢、茲道未革、胡広累世農夫、伯始致位公相。黄憲牛医之子、叔度名重京師。且任子居朝、咸有職業、雖七葉珥貂、見崇西漢、而侍中身奉奏事、又分掌御服、東方朔為黄門侍郎、執戟殿下。郡県掾史、並出豪家、負戈宿衛、皆由勢族、非若晩代、分為二塗者也。漢末喪乱、魏武始基、軍中倉卒、権立九品、蓋以論人才優劣、非為世族高卑。因此相沿、遂為成法。自魏至晋、莫之能改、州都郡正、以才品人、而挙世人才、升降蓋寡。徒以馮藉世資、用相陵駕、都正俗士、斟酌時宜、品目少多、随事俯仰、劉毅所云『下品無高門、上品無賤族』者也。歳月遷訛、斯風漸篤、凡厥衣冠、莫非二品、自此以還、遂成卑庶。周・漢之道、以智役愚、台隷参差、用成等級。魏晋以来、以貴役賤、士庶之科、較然有辨」。

（17）『南斉書』巻二三 王倹伝史臣曰条「自金・張世族、袁・楊鼎貴、委質服義、皆由漢氏、膏腴見重、事起於斯。魏氏君臨、年祚短促、服褐前代、宦成後朝。晋氏登庸、与之従事、名雖魏臣、実為晋有、故主位雖改、臣任如初。自是世禄之盛、習為旧準、羽儀所隆、人懐羨慕、君臣之節、徒致虚名。貴仕素資、皆由門慶、平流進取、坐至公卿」。

（18）『日知録』巻八 都令史条参照。

(19) 葭森健介「六朝貴族制形成期の吏部官僚――漢魏革命から魏晋革命に至る政治動向と吏部人事――」（中国中世史研究会編『中国中世史研究続編』、京都大学学術出版会、一九九五年、二一九～二五一頁）は、内藤の「貴族」の定義について、「『貴族』とは政治を牛耳った中間支配層といった政治的存在なのか、庶民に対する閉鎖的世襲的特権階層という意味で社会的存在なのか、形式性を重んじ一般庶民が関与しえない文化を担った文化的存在なのか。最初に『貴族』の語を用いた内藤湖南においてすでにさまざまな要素が『貴族』の語に込められてしまっている」と指摘する。

(20) 朱琳「梁啓超における中国史叙述――『専制』の進化と『政治』の基準（二・完）」（『人文学研究所報』第二三号、二〇一五年）参照。

(21) 宮崎はその原因として、『資治通鑑』巻六九の胡三省注に、「九品中正、自此始」とあり、これにのっとって元来「九品中正」と呼ばれてきたためであったとする（九三頁）。

(22) 後に川合安「門地二品について」（『集刊東洋学』第九四号、二〇〇五年、前掲『南朝貴族制研究』二七三～三〇一頁）は、『宋書』巻六〇 范泰伝所掲の范泰の上表にある、「昔中朝助教、亦用二品。潁川陳載已辟太保掾、而国子取為助教、即太尉准之弟。所貴在於得才、無繫於定品。教学不明、奨厲不著、今有職閑而学優者、可以本官領之、門地二品、宜以朝請領助教、既可以甄其名品、斯亦敦学之一隅。其二品才堪、自依旧従事」という記述にある「門地二品」と「二品才堪」を「郷品二品の中の上下」と解釈し、「郷品二品階層による六品以上の流内官独占の傾向は確かに見られることであり、その郷品二品階層のなかにも上下の格差が存在したことも事実であって、出自重視の傾向や家格とよぶべきものの形成が見られたことは否定し得ないことであろう。ただ、このことから、もっぱら家格を前提とした郷品の付与や官吏登用が行われていたというのは、あまりにも当時の閥閲批判論の口吻に引きずられた理解というべきである」と主張している。李済滄「南朝における貴族制と皇帝権力再考――『二品才堪』と『門地二品』をめぐって――」（『東洋史研究』第七六巻第四号、二〇一八年）は、「『二品才堪』は郷品二品を得ていないという結論を得た」といい、また、「『二品才堪』とは、郷品二品に見合う官職についた寒人や寒門の出身の人を指すのであり、『官渉二品』とともに、才能などによって郷品二品のものが就任できる官職に就くためにできた名称でもある。郷品二品のものが就くべき官職についたからと言って、実際に郷品二品の身分を得たとは限らない。実はこの『二品才堪』こそが、王朝内部における貴族の自律性を現したものに他ならない」という。

(23) 『晋書』巻九八 王敦伝「敦無子、養含子応。及敦病甚、拝応為武衛将軍以自副。銭鳳謂敦曰、『脱其不諱、便当以後事付応』。敦曰、『非常之事、豈常人所能。且応年少、安可当大事。我死之後、莫若解衆放兵、帰身朝廷、保全門戸、此計之上也。退還武昌、収兵自守、貢献不廃、亦中計也。及吾尚存、悉衆而下、万一僥倖、計之下也』」。

(24) 矢野主税「藩鎮親衛軍の組織と性格」（『人文・社会研究報告』第一号、一九五一年）等参照。

(25) またこの他、魏晋時代の貴族の系図を作成しまとめたものとして、矢野主税『魏晋百官世系表』（長崎大学史学会、一九六〇年）がある。

（椙山女学園大学文化情報学部講師）